

土木工事標準積算基準書 ＜建設局運用＞及び（参考資料）

令和 8 年度

京 都 市 建 設 局

土木工事標準積算基準書 ＜建設局運用＞及び（参考資料） 総 目 次

土木工事標準積算基準書＜建設局運用＞

土木工事標準積算基準書（参考資料）

土木工事標準積算基準書

<建設局運用>

令和8年度

京都市建設局

土木工事標準積算基準書＜建設局運用＞
目 次

1. 総則	1
2. 共通編	2
3. 河川編	14
4. 道路編	17
5. 電気通信編	18
6. 機械編	19

1. 総則

国土交通省大臣官房技術調査課監修の以下の図書（一般財団法人建設物価調査会発行）において、次ページ以降の内容に読替えて建設局運用とする。

読替え部分はアンダーラインで示し、削除部分は＜削除＞＜一部削除＞と記載している。

- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編） 令和8年度版
- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（河川・道路編） 令和8年度版
- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（電気通信編） 令和8年度版
- 国土交通省 土木工事標準積算基準書（機械編） 令和8年度版

適用期間は、令和8年8月11日から令和9年8月10日（次年度基準改正まで）とする。

2. 共通編

○第Ⅰ編 総則 第1章 総則 ①適用範囲等

1 適用範囲

本土木工事標準積算基準書は、京都市の河川工事，砂防工事，ダム工事，道路工事等の土木工事を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。

ただし，この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては，適用除外とすることができる。<一部削除>

2 適用期間

令和8年8月11日から令和9年8月10日（次年度基準改正まで）とする。

3 設計書の作成

設計書の作成にあたっては，目的とする工事を最も合理的に施工及び監督できるよう施工条件，施工管理，安全施工等に十分留意し，工法歩掛及び単価等について調査研究を行い，明確に作成しなければならない。

(Ⅰ-1-①-1)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ①直接工事費

1. 材料費 (2) 価格

(2) 価格

価格は，原則として，入札時（設計図書に記載の適用年月）における市場価格とし，消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい，設計単価は，物価資料等を参考とし，買入価格，買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については，官側において購入した資材を支給する場合，現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも，入札時における市場価格又は類似品価格とする。

なお，設計単価は，設定単価，特別調査単価，物価資料（「建設物価」，「積算資料」をいう）掲載価格又は見積りをもとに，原則として下記により決定するものとし，実勢の価格を反映するものとする。

<一部削除>

1) 設定単価による場合

(イ) 設定単価は，土木工事積算システムに登録する単価であり，別途「京都市土木積算システム設計単価」として策定する。

設定単価がある場合は，これを積算に用いる単価とする。

2) 物価資料による場合

(イ) 1)の方法により難しい場合は，単価の決定は，物価資料（「建設物価」，「積算資料」）に掲載されている実勢価格を平均し，単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし，大きい方の有効桁が3桁未満のときは，決定額の有効桁は3桁とする。また，一方の資料にしか掲載のないものについては，その価格とする。

なお，適用時期は毎月とする。

<例> 1) 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価	33,500 円（有効桁 3 桁）	積算資料	34,000 円（有効桁 2 桁）
平均額	33,750 円		
決定額	33,700 円（有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）		

<例> 2) 入力単価の有効桁数が3桁未満のために3桁を有効桁とする場合

建設物価	560 円（有効桁 2 桁）	積算資料	570 円（有効桁 2 桁）
平均額	565 円		

決定額 565 円（最小有効桁 3 桁，4 桁以降切り捨て）

（ロ）公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

<一部削除>

3) 1) 及び 2) により難しい場合

（イ）1) 及び 2) により難しい場合は、特別調査単価によるものとする。

（ロ）なお、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が 1,000 万円未満 の場合、かつ 1 資材の材料単価が 100 万円未満 の場合は、見積りによって決定することも可能とする。

また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

- ① 調達価格（材料価格×使用数量）が、1,000 万円未満 であるか 1,000 万円以上 であるかの判断をするために 発注担当課 から参考見積りを 原則 3 社以上 に依頼し、見積り（1,000 万円未満，かつ 1 資材の材料単価が 100 万円未満）又は特別調査（1,000 万円以上，又は 1 資材の材料単価が 100 万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の 1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

<一部削除>

- ② 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必ず提示し、発注担当課 から見積依頼を行う。

なお、見積価格は実勢取引価格であることを確認する。

- ③ 正式見積りは、原則として 3 社以上から徴収する。

- ④ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。

<一部削除>

（I -2-①-1～2）

○第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費

2. 歩掛

2. 歩 掛

歩掛は、工事を施工するために必要な機械・労務・材料に係る費用とし、その算定は土木工事標準歩掛及び物価資料によるものとする。

土木工事標準歩掛にない歩掛や物価資料にない単価については、土木工事標準積算基準書（参考資料） により決定する。

<一部削除>

ただし、変更積算時は施工者より見積りを徴収し、妥当性を確認した上で採用する。

なお、単価等については「1. 材料費」，「3. 労務費」及び「4. 直接経費」によるものとする。

（I -2-①-2）

○第 I 編 総則 第 2 章 工事費の積算 ①直接工事費

5. 諸雑費及び端数処理 （2）端数処理

（2）端数処理

- 1) 1 次単価表 の各構成要素の数量×単価＝金額は小数第 3 位を切捨てし、第 2 位とする。

また、内訳書の各構成要素の数量×単価＝金額は 1 円未満を切捨てし、1 円までとする。

（I -2-①-4）

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
2. 共通仮設費 (2) 算定方法 6) 管理費区分入力基準表

6) 管理費区分入力基準表

管理費区分は、間接工事費算定にあたり、対象額・非対象額の区分を行うものである。

土木工事積算システムに入力する区分は、次表のとおりとする。

コード設定があるものは、該当コードを使用するものとし、やむを得ず単価を登録する場合は、次表より採用する管理費区分を設定するものとする。

管理費区分	概 要
(空白)	上位の工事工種体系の管理費区分を適用する場合
0	すべての間接費の対象とする場合
1	現場管理費・一般管理費のみ対象とする場合
2	工場管理費・一般管理費のみ対象とし、間接労務費の対象にしない場合（鋼桁、門扉等の工場製作に関わる製作工数単価以外の費用）
5	一般管理費のみ対象にする場合
7	間接労務費、工場管理費、一般管理費のみ対象にする場合（製作工数に関わるもの）
9	全ての間接費の対象にしない場合
T	処分費等の対象にする場合

(Ⅰ-2-②-4)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
2. 共通仮設費 2-1 共通仮設費の率分 (2) 共通仮設費率の補正
2) その他

2) その他

災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)のほか、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

<一部削除>

(Ⅰ-2-②-8)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
2. 共通仮設費 2-6 役務費 (2) 役務費の積算 1) 借地料

1) 借地料

土地の借上げを必要とする場合に計上するものとし、借地単価は次式により算定する。

(イ) 宅地・宅地見込地及び農地 $A = B \times 0.06 \div 12$

(ロ) 林地及びその他の土地 $A = B \times 0.05 \div 12$

A：借地単価（円／㎡／月） B：土地価格（円／㎡）

※上記算定式は、京都市の公共事業施行に伴う損失補償基準第24条に係わる場合に適用する。

(Ⅰ-2-②-31)

○第Ⅰ編 総則 第2章 工事費の積算 ②間接工事費
3. 現場管理費 (3) 現場管理費率の補正 3) その他

3) その他

災害の発生等により、本基準において想定している状況と実態が乖離している場合などについては、上記1)及び2)の他、必要に応じて実態等を踏まえた補正係数を設定することができるものとする。

<一部削除>

(Ⅰ-2-②-42)

○第Ⅰ編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等
4. 一般管理費等率の補正

4. 一般管理費等率の補正

(1) 前払金支出割合の相違による取扱い

前払金支出割合に関わらず補正は行わない。

(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い

別表第2の補正値を加算したものを一般管理費等とする。

(3) 支給品等の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

(4) 自社製品の取扱い（プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合）について

自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。

別表第1

一般管理費等率

(1) 一般管理費等率一覧表

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(2) 算定式

[一般管理費等率算定式]

$$G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343 \text{ (％)}$$

ただし、 G_p ：一般管理費等率（％）

C_p ：工事原価（円）

(注) 1. G_p の値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 1）率計算による部分の（二）」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費（2）算定方法 5）間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。

<一部削除>

別表第2

契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正値(％)
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合（工事請負契約書第4条を採用する場合）。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

(注) <一部削除>

契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

(Ⅰ-3-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第3章 一般管理費等及び消費税相当額 ①一般管理費等
5. 一般管理費等入力基準表

5. 一般管理費等入力基準表

前払金支出割合による補正	前払金支出割合による補正係数（表5. 1） 補正のない場合は〔0〕又は無記入
財団法人等による補正	財団法人等に発注する場合 0.9 その他は〔0〕又は無記入
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正率（表5. 2） 補正のない場合は〔0〕又は無記入

表5. 1 前払金支出割合による補正係数

前払金支出割合	入力番号
補正を行わない	①
前払金対象外	②

表5. 2 契約保証に係る補正係数

保証の方法	入力番号
金銭的保証を必要とする場合	①
役務的保証を必要とする場合	②
上記以外の場合	0 又は無記入

（Ⅰ-3-①-3）

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

1 随意契約方式により工事を発注する場合の調整等について

（2）追加工事の積算月は、当該追加工事の入札書（見積書）提出期限日の年月とし、現行時の落札率（合意率）を考慮するものとする。

<削除>

（Ⅰ-4-①-1）

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

2 総価契約単価合意方式における調整計算の方法

<削除>

（Ⅰ-4-①-1）

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

3 総価契約単価合意方式以外における調整計算の方法

2 共通仮設費の調整計算の方法

(1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

(2) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と追加工事の共通仮設費対象額の合計額に対するその主たる工種の共通仮設費率を適用する。

(3) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の共通仮設費対象額を合算したもので率を算出し、各々の共通仮設費を求め、現工事の共通仮設費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する主たる工種の共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

2) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は、次のとおりとする。

なお、除雪工事で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費の調整計算も同様である。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費（調整計算額）

B：現工事の対象額

C：当該追加工事の対象額

D：合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正後の共通仮設費率（％）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$ ：Dに相当する主たる工種の補正前の共通仮設費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$ ：(B + C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$ ：Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正後の共通仮設費率（％）

なお、補正後の共通仮設費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$ ：Bに相当する現工事の工種の補正前の共通仮設費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する共通仮設費

は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(4) 現場環境改善費

1) 積上げ計算部分

実態に合わせ調整する。

2) 調整計算の方法（率計算部分）

(イ) 現工事及び追加工事も現場環境改善費の対象工事の場合

$$A = D \times \gamma 1 - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の現場環境改善費（調整計算額）

B：現工事の現場環境改善費対象額

D：合算工事の現場環境改善費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する現場環境改善費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の現場環境改善費率

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場環境改善費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

(ロ) 追加工事のみが現場環境改善費の対象工事の場合

追加工事の単独計算

3 現場管理費の調整計算の方法

(1) 率計算部分

現工事と当該追加工事で工種が異なる場合は、現工事と当該追加工事の純工事費の合計額に対するその主たる工種（それぞれ純工事費の大きい方の工種）の現場管理費率を適用する。

(2) 調整計算の方法（率計算部分）

現工事と当該追加工事の純工事費を合算したもので率を算出し、各々の現場管理費を求め、現工事の現場管理費を控除したものの範囲内とする。

1) 調整の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B：現工事の純工事費

D：合算工事の対象額

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の現場管理費率

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

2) 補正率が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

(イ) 現工事に補正があり、追加工事に補正がない場合

$$A = (D \times \beta 1 + B \times \gamma 1) - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 1$ ：現工事の現場管理費補正率

(ロ) 現工事に補正がなく、追加工事に補正がある場合

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \gamma 2) - B \times \beta 2$$

C：当該追加工事の調整後の純工事費

$\gamma 2$ ：当該追加工事の現場管理費補正率

(ハ) 現工事及び当該追加工事に補正がある場合

$$A = \{D \times (\beta 1 + \gamma 3)\} - B \times (\beta 2 + \gamma 1)$$

$\gamma 3$: Dに相当する現場管理費補正率

B, Cに対する $\gamma 1, \gamma 2$ が各々異なる場合は純工事費による加重平均補正率を $\gamma 3$ とする。

ただし、前記計算の場合にあって、Aが負数になる場合は零額とみなし、当該追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

3) 施工地域を考慮した補正係数が適用されている場合の一般式は次のとおりとする。

$$A = (D \times \beta 1 + C \times \delta 1) - B \times \beta 2$$

A : 当該追加工事の現場管理費（調整計算額）

B : 現工事の純工事費

C : 当該追加工事の調整後の純工事費

D : 合算工事の対象額

$\beta 1 = \beta ① \cdot S r ①$: Dに相当する主たる工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ①$: Dに相当する主たる工種の補正前の現場管理費率

ただし、現工事と追加工事の補正係数が異なる場合はBとCの加重平均による補正係数とする。

$$S r ① = \frac{B \times S r ② + C \times S r ③}{B + C}$$

$S r ①$: (B + C)に相当する主たる工種の補正係数

$S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正係数

$S r ③$: Cに相当する当該追加工事の工種の補正係数

なお、加重平均した補正係数値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta 2 = \beta ② \cdot S r ②$: Bに相当する現工事の工種の補正後の現場管理費率（%）

なお、補正後の現場管理費率の値は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

$\beta ②$: Bに相当する現工事の工種の補正前の現場管理費率

$\delta 1$: 当該追加工事の現場管理費補正率（補正率が無い場合は0%とする。）

ただし、前記計算の場合にあってAが負数になる場合は零額とみなし、追加工事に関する現場管理費は計上しない。

また、Aと当該追加工事単独で積算された所要額とを比較し、安価な方を採用する。

4 一般管理費等の調整計算の方法

(1) 調整計算の方法

現工事と当該追加工事の工事原価を合算したもので率を算出し、各々の一般管理費を求め、現工事の一般管理費等を控除したものの範囲内とする。

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A : 当該追加工事の一般管理費等（調整計算額）

B : 現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C : 当該追加工事の調整後の工事原価

D : 合算工事の工事原価

$\alpha 1$: Dに相当する一般管理費等率

$\alpha 2$: Bに相当する現工事の一般管理費等率

β : 当該追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$: 前払金支出割合による補正係数

現工事と当該追加工事の前払金支出割合が異なる場合は、BとCの加重平均による前払金支出割合から求めた補正係数

δ 2：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第 3 位を四捨五入して 2 位止めとする。

(I -4-①-2～5)

○第 I 編 総則 第 4 章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費の調整

① 随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について

4 設計変更について

<削除>

(I -4-①-5)

○第Ⅰ編 総則 第4章 随意契約方式により工事を発注する場合の間接工事費等の調整

- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について(総価契約単価合意方式により工事を発注する場合を除く。)

- ② 旧基準で積算した工事に改正基準で積算した工事を追加する場合等の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について<一部削除>

1 共通仮設費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \gamma 1) - B \times \gamma 2$$

A：当該追加工事の共通仮設費

B：現工事の共通仮設費対象額

D：合算工事の共通仮設費対象額

$\gamma 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による共通仮設費率

$\gamma 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による共通仮設費率

なお、共通仮設費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について [2 共通仮設費の調整計算の方法](#)」に準拠して計算するものとする。

2 現場管理費の調整計算の一般式

$$A = (D \times \beta 1) - B \times \beta 2$$

A：当該追加工事の現場管理費

B：現工事の純工事費

D：合算工事の純工事費

$\beta 1$ ：Dに相当する「主たる工種」の改正基準による現場管理費率

$\beta 2$ ：Bに相当する現工事の工種の改正基準による現場管理費率

なお、現場管理費率の補正率もしくは補正係数が適用されている工事においては、「①随意契約方式により工事を発注する場合の共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の調整について [3 現場管理費の調整計算の方法](#)」に準拠して計算するものとする。

3 一般管理費等の調整計算の一般式

$$A = (D \times \alpha 1 \times \delta 1) - B \times \alpha 2 \times \delta 2 + C \times \beta$$

A：当該追加工事の一般管理費等

B：現工事の工事原価（中止期間中の現場維持等の費用を含む）

C：当該追加工事の調整後の工事原価

D：合算工事の工事原価

$\alpha 1$ ：Dに相当する改正基準による一般管理費等率

$\alpha 2$ ：Bに相当する改正基準による一般管理費等率

β ：追加工事の契約保証に係る一般管理費等の補正值

$\delta 1$ ：当該追加工事の前払金支出割合による補正係数

$\delta 2$ ：現工事の前払金支出割合による補正係数

一般管理費等率に当該補正係数を乗じて得た率は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(Ⅰ-4-②-1)

○第Ⅰ編 総則 第5章 数値基準等 ②数量総括表への条件明示

② 設計図書への条件明示

設計図書に記載する条件明示内容は原則として次のとおりとする。

- (1) 設計図書に記載する条件明示は、別表に示すとおりとする。
なお、指定施工に関するものは、適宜その旨を記載すること。
- (2) 別表記載内容に加え、必要に応じて特記仕様書、図面等に補足内容を記載し、契約条件として必要な条件明示を行う。

<一部削除>

- (3) 別表以外の項目について、条件明示の必要が生じたときは下表を参考に工事内容等を勘案して適正に定めるものと、指定施工に関するものについてはその旨を記載すること。

記載すべき内容	記載すべきでない内容
工事目的物に属する材質、規格等 工事目的物の寸法等 作業条件に関わる物（時間制約 等）	受注者の任意施工に関わる部分 （施工方法、仮設方法） 検収不可能な物

(Ⅰ-5-②-1)

○第Ⅰ編 総則 第5章 数値基準 ②数量総括表への条件明示

別表の内 河川維持 塵芥処理工

	種 別	細 別	規 格	設計表示 単位	数 位	備 考
河川維持	塵芥処理工	散在塵芥収集		千㎡	1	ただし 100 千㎡未満の場合は 0.1 千㎡

(Ⅰ-5-②-28)

○第Ⅰ編 総則 第11章 施工箇所が点在する工事の積算

①施工箇所が点在する工事の積算について 3. 単価協議

<削除>

(Ⅰ-11-①-2)

○第Ⅰ編 総則 第13章 総価契約単価合意方式

<削除>

(Ⅰ-13-①-1～4)

追加【京都市独自】

○第Ⅰ編 総則 第13章 設計変更

第13章 設計変更

1 一般事項

- (1) 変更設計で数量の増減等により主たる工種が変わっても当初設計の工種とする。
- (2) 設計変更時における現場管理費率の補正については、工事区間の延長、工期の延長短縮等により当初計上した補正值に増減が生じた場合、あるいは当初計上していなかったが、上記条件の変更により補正出来ることとなった場合は設計変更の対象として処理するものとする。

2 設計変更における材料単価の取扱いについて

- (1) 工事増量の場合は、新単価（変更指示時点単価）により積算するものとする。
ただし、現地の取合い等の都合により増量する場合は、旧単価（当初設計時点単価）により積算するものとする。
- (2) 工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。
- (3) 当初契約工種において、当初契約材料の規格・寸法のみが変更となった場合は旧単価（当初設計時点単価）で積算する。
- (4) 新単価（変更指示時点単価）とした場合は、材料単価、労務単価、機械損料及び歩掛の全てを新単価（変更設計時点単価）により積算するものとする。

3 変更請負額の算定

変更請負額は、次式により算定した額とする。

$$C_{HU} = C_{HS} \times \text{請負率}$$

(千円未満を切捨てる)

ここに

$$\text{請負率} = \frac{C_{MU}}{C_{MS}} \text{ (小数第6位以下切捨)}$$

C_{HU} ：現工事の変更請負額

C_{HS} ：現工事の変更設計額

C_{MU} ：現工事の当初契約額

C_{MS} ：現工事の当初設計額

※ 変更設計工事価格に増減がない場合、変更請負工事価格は当初請負工事価格と同額とする。

4 追加工事の予定価格（請負額）の算定

現工事を施工している業者に追加工事を随意契約する場合の追加工事の予定価格は、前項を準用して算定する。

(Ⅰ-13-①-1)

○第Ⅱ編 共通工 第1章 土工 ②土工 ②-1 土工

4. 施工単価入力基準表 (10) 土材料

(9) 土材料

パッケージコード	CB210550	施工単位	m3
----------	----------	------	----

(注) <一部削除>

土材料単価 (Y-1613000) [円/m3]を単価登録すること。

(Ⅱ-1-②-38)

3. 河川編

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ①堤防除草工

4. 施工パッケージ 4-5 運搬（堤防除草） 表4. 9

表4. 9 運搬（堤防除草） 積算条件区分一覧

(積算単位：千m²)

運搬機械	梱包の有無	DID 区間の有無	運搬距離(片道)
ダンプトラック（オンロード・ディーゼル・通称2t 積級）	梱包有り	無し	(表 4. 10)
		有り	(表 4. 11)
	梱包無し	無し	(表 4. 10)
		有り	(表 4. 11)
パッカー車 (回転式・積載容量 8m ³)	-	無し	(表 4. 12)
		有り	(表 4. 13)

- (注) 1. 上表は、河川堤防及び高水敷等の除草後の集積物の運搬の他、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料等を含む)を含む。
2. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む。
3. 運搬機械はダンプトラックを標準とし、処分場等受入れ側の指定機械がパッカー車のみに限られる場合には、パッカー車を選定する。
4. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用出来る。
5. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なる場合は、平均値とする。
6. DID（人口集中地区）は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
7. 自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。
8. 運搬距離が 40 kmを超える場合は、別途考慮する。
9. 集積物の処分費は、別途計上する。

積算単位の読替え（Ⅲ-2-①-7）

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ①堤防除草工

5. 施工単価入力基準表 (5) 運搬（堤防除草）

(5) 運搬（堤防除草）

パッケージコード	CBJ320050	施 工 単 位	千 m2	
施 工 区 分	入 力 条 件			
各 種	J 1	J 2	J 3	J 4～J 9
	運搬機械	梱包の有無	DID 区間の有無	運搬距離（片道）
	①ダンプトラック（オンロード・ディーゼル・通称2 t 積級） ②パッカー車（回転式・積載容量8m3）	①梱包有り ②梱包無し	①無し ②有り	（表 5.3～5.5）

- (注) 1. J 1 条件で①、J 2 条件で①を選択した場合は、J 3 条件で①を選択した場合は J 4 条件、②を選択した場合は J 5 条件を選択し、運搬距離は表 5. 3 より選択すること。
2. J 1 条件で①、J 2 条件で②を選択した場合は、J 3 条件で①を選択した場合は J 6 条件、②を選択した場合は J 7 条件を選択し、運搬距離は表 5. 4 より選択すること。
3. J 1 条件で②を選択した場合は、J 2 条件は入力する必要はない。
4. J 1 条件で②を選択した場合、J 3 条件で①を選択した場合は J 8 条件、②を選択した場合は J

9条件を選択し、運搬距離は表5. 5より選択すること。

(Ⅲ-2-①-15)

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ④塵芥処理工 3. 施工パッケージ
3-1 散在塵芥収集 (1) 条件区分 表3. 1

表3. 1 散在塵芥収集 積算条件区分一覧

(積算単位：千m²)

作業区分	DID区間の有無	運搬距離	ダンプトラック持込み・貸与
収集・集積・積込みのみ	-	-	-
収集・集積・積込み・運搬	無し	(表3.2)	(表3.4)
	有り	(表3.3)	
運搬のみ	無し	(表3.2)	
	有り	(表3.3)	

- (注) 1. 上表は、散在塵芥の収集・集積、現場内小運搬(30m程度)、分別作業、運搬車への積込み、積込まれた塵芥の処分場までの運搬等、その施工に必要な全ての機械・労務・材料費(損料を含む)を含む。ただし、運搬のみの場合は、運搬車への積込みを別途計上する。
2. 運搬距離は片道であり、往路と復路が異なるときは、平均値とする。
3. DID(人口集中地区)は、総務省統計局の国勢調査報告資料添付の人口集中地区境界図によるものとする。
4. 自動車専用道路を利用する場合は、別途考慮する。
5. 集積物の処分費は、別途計上する。
6. 運搬機械におけるタイヤの損耗及び修理にかかる費用を含む
7. タイヤ損耗の「良好」、「普通」、「不良」にかかわらず適用出来る。
8. 運搬距離が60kmを超える場合は、別途考慮する。
9. 空き缶、ペットボトル等の洗浄作業が必要な場合は、別途計上する。

積算単位の読替え (Ⅲ-2-④-2)

○第Ⅲ編 河川 第2章 河川維持工 ④塵芥処理工
4. 施工単価入力基準表 (1) 散在塵芥収集

(1) 散在塵芥収集

パッケージコード	CBJ32071	施工単位	千m ²	
施工区分	入 力 条 件			
	J 1	J 2	J 3～4	J 5
各 種	作業区分	DID区間の有無	運搬距離	ダンプトラック持込・貸与
	①収集・集積・積込みのみ	①無し ②有り	(表4.1) (表4.2)	①持込 ②貸与
	②収集・集積・積込み・運搬			
	③運搬のみ			

- (注) 1. J 1条件で①を選択した場合はJ 2～J 5条件は入力する必要はない。
2. J 2条件で①を選択した場合、J 3条件を選択し、運搬距離は表4.1より選択すること。
3. J 2条件で②を選択した場合、J 4条件を選択し、運搬距離は表4.2より選択すること。
4. 集積物の処分費は、別途計上する。

表4. 1 運搬距離

J 3 (DID 区間：無し)										
運 搬 距 離 (km)	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.5 以下	6.0 以下	7.5 以下	9.5 以下	12.0 以下	14.5 以下	17.5 以下
入 力 番 号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運 搬 距 離 (km)	21.5 以下	26.5 以下	34.5 以下	46.0 以下	60.0 以下					
入 力 番 号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮					

(注) 運搬距離は片道であり，往路と復路が異なる場合は，平均値とする。

表4. 2 運搬距離

J 4 (DID 区間：有り)										
運 搬 距 離 (km)	1.0 以下	2.0 以下	3.0 以下	4.0 以下	5.5 以下	7.0 以下	8.5 以下	10.5 以下	13.0 以下	15.5 以下
入 力 番 号	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
運 搬 距 離 (km)	18.5 以下	22.5 以下	27.0 以下	33.0 以下	42.0 以下	49.5 以下	60.0 以下			
入 力 番 号	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰			

(注) 運搬距離は片道であり，往路と復路が異なる場合は，平均値とする。

(Ⅲ-2-④-9)

4. 道路編

読替え箇所なし。

5. 電気通信編

○第Ⅶ編 （電気通信編）積算 第1章 総則 ①適用範囲等 1 適用範囲

適用範囲

この基準書は、**京都市**の土木事業における電気通信設備を請負施工に付する場合における工事費の積算に適用する。
ただし、この基準書によることが著しく不適当又は困難であると認められるものについては、適用除外とすることができる。

適用範囲の読替え（Ⅶ-1-1）

○第Ⅷ編 （電気通信編）歩掛 第1章 一般事項 第1節 一般事項 ①一般事項 1 通則

1 通 則

本歩掛は、**京都市**の土木事業における電気通信設備（共通設備、電気設備、通信設備、電子応用設備）の設置に係る共通設備の施工積算に適用する。

ただし、官庁営繕に関する工事及びこの標準歩掛によることが著しく不適当又は困難であると認められる場合を除く。

適用範囲の読替え（Ⅷ-1-1）

6. 機械編

○第IX編 機械設備 第1章 一般共通 ②適用範囲

② 適用範囲

この積算基準は、京都市の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。

(IX-1-2)

○第IX編 機械設備 第1章 一般共通 基準の解説

6 材料費等の価格等の取扱い (2) 材料費等

(2) 材料費等

材料費の価格については、原則として、入札時における市場価格とし、消費税相当分は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位当りの価格を設計単価といい、設計単価は物価資料等を参考とし、買取価格、買入に要する費用及び購入場所から現地までの運賃の合計額とするものとする。

支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、設計時の類似品価格とする。

なお、設計単価は設定単価、特別調査単価、物価資料（「建設物価」、「積算資料」をいう。）掲載価格又は見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

標準歩掛のない労務工数については、見積りをもとに決定するものとする。

1) 設定単価による場合

a. 設定単価は、土木積算システムに登録する単価であり、別途「京都市土木積算システム設計単価」として策定する。

2) 物価資料による場合

a. 1)の方法により難い場合は、単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格の平均値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

b. 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

<一部削除>

3) 1)及び2)により難い場合

a. 1)及び2)により難い場合は、特別調査単価によるものとする。

b. 1)、2)及び3)の方法により難い場合は、1 工事において調達価格（材料単価×使用数量）が1,000 万円未満の場合、かつ1 資材の材料単価が100 万円未満の場合は、見積りによって決定することも可能とする。また、見積りを採用する場合の手順は、次によるものとする。

イ 調達価格（材料単価×使用数量）が、1,000 万円未満であるか1,000 万円以上であるかの判断をするために発注担当課から参考見積りを原則3 社以上に依頼し、見積り（100 万円未満、かつ1 資材の材料単価が100 万円未満）又は特別調査単価（1,000 万円以上、又は1 資材の材料単価が100 万円以上）によるかの判断を行うものとする。

なお、同一工事の1 資材に複数の規格がある場合については、その合計額で上記判断を行うものとする。

ロ 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を必

ず提示し、事務所長から見積依頼を行う。

なお、見積価格は、実勢取引価格であることを確認する。

ハ) 正式見積りは、原則として3社以上から徴収する。

<一部削除>

(IX-1-37～38)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通 1 適用範囲

1 適用範囲

この基準は、京都市の治水事業、道路事業等における機械設備のうち水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、消融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費積算に適用する。

ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を目視、聴診、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との比較、分析※を行い、点検表（記録）にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものである。（※オイル等の簡易的な分析等）

また、上記設備の点検と同時にを行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるものとし、それ以外の修理や整備（OH等）及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は、「第IX編 機械設備」の第1章～19章によるものとする。

なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備（又は施設）の機能保持のために定期的に、又は点検結果に基づき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作業をいう。

(IX-20-1)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通

4 点検・整備費の積算 4-1 点検・整備原価 (3) 直接労務費 3)

3) 点検整備工の賃金は、京都市土木積算システム設計単価に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。

普通作業員の賃金は、京都市土木積算システム設計単価を適用する。

(IX-20-6)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通
4点検・整備費の積算 4-1点検・整備原価 (5) 共通仮設費 5) 派遣費

5) 派遣費

(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、宿泊手当、宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。

(ロ) 旅費、宿泊手当、宿泊費は「京都市旅費条例」に準じて積算する。

(ハ) 賃金は、「3-1 (3) 直接労務費」によるものとする。

(ニ) 点検整備間接費は、(賃金) × (点検整備間接費率) とし、点検整備間接費率は、表-20・5のとおりとする。

(IX-20-7)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通
4点検・整備費の積算 4-1点検・整備原価 (5) 共通仮設費 6) 宿泊費

6) 宿泊費

宿泊費については、共通仮設費率に含まれていないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間における宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、旅費、宿泊手当、宿泊費は「京都市旅費条例」に準じて積算する。ただし宿泊費は直接労務費中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業員等は、現地採用とし、計上しないものとする。

なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。

(IX-20-7)

○第IX編 機械設備 第20章 機械設備点検・整備業務 ①一般共通
4点検・整備費の積算 4-3技術調査費

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、宿泊手当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は次により積上げるものとする。

(1) 旅費、宿泊手当、宿泊費は、「京都市旅費条例」に準じて積算する。

(2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。

(3) 間接費は、「4-1 (7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。

(4) 一般管理費等は、「4-2 一般管理費等」に準ずるものとする。

(IX-20-9)

○第IX編 機械設備 第21章 機械設備設計業務委託 ①一般共通 1適用範囲

1 適用範囲

この積算基準は、京都市の治水事業、道路事業等における機械設備に係わる設計業務に適用するものとする。

適用範囲の読替え (IX-21-1)

○第IX編 機械設備 第21章 機械設備設計業務委託 ①一般共通 4 業務委託料の積算
4-1 建設コンサルタントに委託する場合 (2) 各種構成要素の算定 2) 直接経費

2) 直接経費

直接経費は、3-1 (2) の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「京都市旅費条例」に準じて積算するものとする。

3-1 (2) の各項目以外の必要額については、その他原価として計上する。

(IX-21-2)

○第IX編 機械設備編 第21章 機械設備設計業務委託 ①一般共通 5 設計変更の積算

5 設計変更の積算

変更請負額は、次式により算定した額とする。

$$C_{HU} = C_{HS} \times \text{請負率} \quad (\text{千円未満を切り捨てる})$$

ここに

$$\text{請負率} = \frac{C_{MU}}{C_{MS}} \quad (\text{小数第6位以下切り捨て})$$

C_{HU} ：現業務の変更請負額

C_{HS} ：現業務の変更設計額

C_{MU} ：現業務の当初契約額

C_{MS} ：現業務の当初設計額

※ 変更設計業務価格に増減がない場合、変更請負業務価格は当初請負業務価格と同額とする。

(IX-21-3)

土木工事標準積算基準書 (参考資料)

令和 8 年度

京都市建設局

土木工事標準積算基準書（参考資料）について

1 本書の性格と参考文献

- (1) 本書は、京都市建設局における「土木工事標準積算基準書」の運用に当たって、整合性を図るために統一すべき事項等を取りまとめたものである。
従って、本書と異なった運用あるいは歩掛を適用したとしても、地域性等からその良否については一律に議論できるものではない。
- (2) 本書は以下の図書を参考に建設局において必要な事項を抜粋し、建設局における独自基準及び調査資料として運用する内容を掲載しているものである。
ア 「土木工事標準積算基準書（参考資料）」令和８年度（近畿地方整備局）
イ 「土木工事標準積算基準書（積算資料）」令和８年度（近畿地方整備局）
ウ その他国土交通省通達等

2 適用期間

本書の適用期間は、令和８年８月１１日から令和９年８月１０日（次年度基準改正まで）とする。

3 その他

- (1) 本書は建設局における運用方法等を定めたものであり、建設局以外で適用する場合はその運用に十分留意すること。
- (2) 本書の内容について疑義のある場合は監理検査課と協議すること。

土木工事標準積算基準書（参考資料）

目 次

第Ⅰ編 総則

第2章	工事費の積算	I-2-1
第3章	一般管理費等及び消費税等相当額	I-3-1
第4章	随意契約方式、同時発注により工事を発注する場合の 諸経費の調整について	I-4-1
第5章	数値基準等	I-5-1
第7章	土木請負工事の特許使用料の積算	I-7-1
第8章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I-8-1
第9章	土木請負工事における現場環境改善費の積算	I-9-1
第10章	工事における工期延長等に伴う増加費用の積算	I-10-1
第11章	施工箇所が点在する工事の積算	I-11-1
第14章	その他	I-14-1
1.	植栽工事における割増積算	I-14-1
2.	労務単価関係	I-14-4
3.	材料単価関係	I-14-10
4.	工期の算定	I-14-21
5.	設計変更における材料、労務単価等の取扱いについて	I-14-23
6.	建設副産物の処分に係る費用の積算等について	I-14-24
7.	再生資材の使用について	I-14-30
8.	業務委託料の計上について	I-14-31
9.	標準歩掛が適用できない場合の歩掛の決定方法等について	I-14-32
10.	土木みどり事務所の「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」 における独自運用について	I-14-33
11.	LED照明灯具等に係る間接費の取扱について	I-14-34
12.	工事費の積算における電力量料金単価について	I-14-35

第Ⅱ編 共通工

第1章	土工	Ⅱ-1-1
第2章	共通工	Ⅱ-2-1
第3章	基礎工	Ⅱ-3-1
第4章	コンクリート工	Ⅱ-4-1
第5章	仮設工	Ⅱ-5-1

第Ⅲ編 河川

第1章 河川海岸	Ⅲ－1－1
第2章 河川維持工	Ⅲ－2－1
第3章 砂防工	Ⅲ－3－1

第Ⅳ編 道路

第1章 舗装工	Ⅳ－1－1
第2章 附属施設	Ⅳ－2－1
第3章 道路維持修繕工	Ⅳ－3－1
第4章 共同溝工	Ⅳ－4－1
第5章 トンネル工	Ⅳ－5－1
第7章 橋梁工	Ⅳ－7－1

第Ⅴ編 公園

第1章 公園植栽工	Ⅴ－1－1
-----------	-------

第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価

第1章 土木工事標準単価	Ⅵ－1－1
第2章 市場単価	Ⅵ－2－1

第Ⅹ編 建設機械等損料関係

第1章 機械経費関係	Ⅹ－1－1
第2章 クローラクレーン・トラッククレーン・オールテレーンクレーン・ ラフテレーンクレーンの規格別作業能力表	Ⅹ－2－1

第 I 編 総 則

第 2 章	工事費の積算	I - 2 - 1
第 3 章	一般管理費等及び消費税等相当額	I - 3 - 1
第 4 章	随意契約方式、同時発注により 工事を発注する場合の諸経費の調整について	I - 4 - 1
第 5 章	数値基準等	I - 5 - 1
第 7 章	土木請負工事の特許使用料の積算	I - 7 - 1
第 8 章	時間的制約を受ける公共土木工事の積算	I - 8 - 1
第 9 章	土木請負工事における 現場環境改善費の積算	I - 9 - 1
第10章	工事における工期延長等に伴う増加費用の積算	I - 10 - 1
第11章	施工箇所が点在する工事の積算	I - 11 - 1
第14章	その他	I - 14 - 1

第 2 章 工事費の積算

1. 一般的事項	I - 2 - 1
2. 本附帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）	I - 2 - 1
3. 概略発注方式	I - 2 - 2
4. 運搬費	I - 2 - 3
5. 準備費	I - 2 - 5
6. 安全費	I - 2 - 5
7. 事業損失防止施設費	I - 2 - 6
8. 役務費	I - 2 - 6
9. 技術管理費	I - 2 - 7
10. 現場管理費	I - 2 - 7
11. 人口集中地区（DID地区）に準ずる地区について	I - 2 - 7
12. 主たる工種区分の運用	I - 2 - 8
13. 本附帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）における 間接費の計算例	I - 2 - 9

第2章 工事費の積算

1. 一般的事項

- (1) 任意施工となる床掘、支保工足場等についての違算は原則として設計変更の対象とならないので、元設計で十分チェックしておくこと。

- (2) 管理費区分の取扱いについて

管理費区分の摘要については、土木工事標準積算基準書Ⅰ－２－②の記載事項のとおりとし、記載されていない品目については、原則すべての間接費の対象とするが、判断に苦慮する材料等については、監理検査課と協議するものとする。

なお、S Tで設定されているものや、参考資料に記載のあるものは、それに従って積算するものとする。また、体系ツリーの中で設定されているものもあるので、体系ツリーに従って積算するものとする。

例：大型ボックスカルバートを桁等購入費に準ずるとして管理費区分「1」を適用することはない。

- (3) スクラップ控除について

工事で発生する鋼材等のスクラップ費用は、直接工事費においてマイナス計上とする。

管理費区分は「9（全ての間接費の対象にしない場合）」に設定するものとし、「T（処分費等の対象にする場合）」及び「0（すべての間接費の対象とする場合）」を適用しないこと。

なお、設計書には、金抜き設計書でも控除費であることを識別できるよう、単価ではなく設計内訳書の設計数量をマイナス計上するものとする。

2. 本 附 帯 工 事 （ただし、施工箇所点在を除く）

これまで、同一箇所での工事を複数件に分け、これを一括し「複数件一括工事」として発注してきた設計図書について、令和4年10月27日付「建設局における「複数件一括工事」の見直しについて」のとおり、設計図書は1つ（予算種別ごとに設計内訳書を作成）とする。経費調整の計算方法は、第Ⅰ編第2章14. 本付帯工事（ただし、施工箇所点在を除く）における間接費の計算例を参照すること。

なお、比較的施工場所が近い建設局や他局発注の工事・業務委託（単価契約を含む）を入札等の都合により、一括して入札・契約する取扱い（経費調整なし）は継続する。

3. 概略発注方式

- (1) 概略発注工は、「概略発注工を除く直接工事費」に対する率（％）で表され、その率（％）は、設計内訳書における概略発注工の細別名称下段に明示する。
- (2) 直接工事費の構成イメージ

単独工事		直接工事費 A 概略発注工を除く直接工事費 B 概略発注工 $Cg' = B \times \text{概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$
	合算	直接工事費 A $A(\text{本01}) + A(\text{附01}) + A(\text{附02})$ 概略発注工を除く直接工事費 B $B(\text{本01}) + B(\text{附01}) + B(\text{附02})$ 概略発注工 $Cg'(\text{本01}) + Cg'(\text{附01}) + Cg'(\text{附02})$ ①+②+③
	本01	直接工事費 A(本01) 概略発注工を除く直接工事 B(本01) 概略発注工 $Cg'(\text{本01}) = B(\text{本01}) \times \text{本01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$ ①
	附01	A(附01) B(附01) 概略発注工 $Cg'(\text{附01}) = B(\text{附01}) \times \text{附01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$ ②
本附帯工事 (ただし、施工箇所点を除く)	附02	A(附02) B(附02) 概略発注工 $Cg'(\text{附02}) = B(\text{附02}) \times \text{附02の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$ ③
	本01	直接工事費 A(本01) 概略発注工を除く直接工事費 B(本01) 概略発注工 $Cg'(\text{本01}) = B(\text{本01}) \times \text{本01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$
	附01	A(附01) B(附01) 概略発注工 $Cg'(\text{附01}) = B(\text{附01}) \times \text{附01の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$
施工箇所が点する工事	附02	A(附02) B(附02) 概略発注工 $Cg'(\text{附02}) = B(\text{附02}) \times \text{附02の概略発注工を除く直接工事費に対する率以内}$

- (3) 概略発注工の金額は次式により算出する。

$$Cg' = Cg - F$$

$$Cg = B \times R / 100$$

Cg' : 端数調整後の概略発注工の金額 (円)

Cg : 端数調整前の概略発注工の金額 (円)

F : 直接工事費の総額を万円止めとするための控除額 (万円未満の端数調整額)

B : 概略発注工を除く直接工事費の合計額 (円) ※工場製作工を除く

R : 概略発注工の率 (％) ※小数第1位止め (小数第2位以下を切捨て)

- (4) 概略発注工の率は次式により算出する。

$$R = A / B \times 100$$

A : 概略発注工の直接工事費の合計額

4. 運 搬 費

(1) 仮設材（鋼矢板、H鋼、覆工板、架設支保工基礎用鋼材（鋼矢板Ⅱ型））

仮設材（鋼矢板、H形鋼）の運搬費の考え方について

1) 仮設材（鋼矢板、H形鋼）の運搬については、下表のとおりとする。

項 目	Case	1	2	3				4				5			
	細 別	未撤去	未撤去	L1(撤去)		L2(未撤去)		L1(撤去)		L2(未撤去)		L1(撤去)		L2(撤去)	
	区 分			L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L1<スク ラップ°長	L1≥スク ラップ°長	L2<スク ラップ°長	L2≥スク ラップ°長
往 路		×	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
復 路		×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×	○	×	○

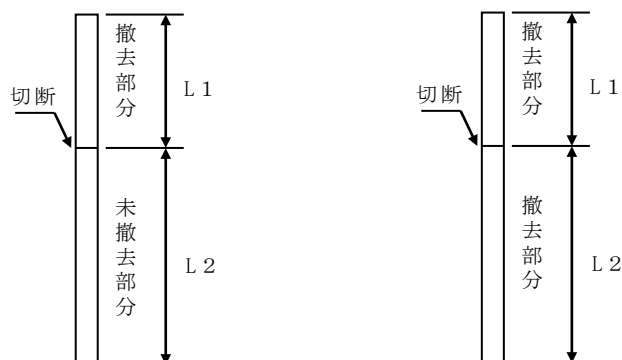
Case 1：当初より未撤去

Case 2：当初は撤去を考えていた
が、すべて未撤去

Case 3：当初から一部未撤去

Case 4：当初は撤去を考えていた
が、一部未撤去

Case 5：変更で切断撤去



2) 損料率で積算する仮設材の運搬について

損料率で積算する仮設材については積上げ計上する。また、スクラップ控除する場合のスクラップ部分は発生場所（工事現場）からスクラップ工場（業者）までの運搬費を計上する。

ただし、損料率100%（全損、買取）となる場合及び鋼材以外の仮設材（足場など）は計上しない。

(2) 建設機械の運搬について

基礎工や土留工の施工で根入れ長、土質等により機種が異なる場合は、最大機種1台を計上するものとするが、工程上・施工場所等により必要台数を計上しなければならないと判断される場合は、その限りではない。

(3) 運搬基地

各種建設機械器具等の所在地は市役所本庁（河原町御池）とする。

ただし、特殊機械等〔基礎工事用機械、道路維持用機械、トンネル工事用機械、大型クレーン、仮設材（鋼矢板、H形鋼）、架設支保工基礎用鋼材及びその他特許機械等〕で運搬基地が京都市では実態にそぐわないときは別途考慮する。この場合、その所在する都市の市役所を基地とする。

(4) その他

荷造費は原則として計上しない。ただし、特殊な機械については別途加算することができる。

(5) 現場発生品を保管場所に運搬する場合の輸送費の積算について

1) 現場発生品の運搬については、青ナンバーを標準として積算（基準書「第Ⅰ編第2章②間接工事費2-2運搬費」参照）するものとする。

ただし、防護柵、コンクリート２次製品等の現場発生品の運搬作業については、基準書「第Ⅰ編第２章③現場発生品及び支給品運搬」による。また、河川・海岸工事において根固めブロック等を運搬する場合については基準書「第Ⅲ編第１章①消波根固めブロック工」により積算するものとし、捨石等を運搬する場合は、実状に応じてダンプトラック運搬として積算してよい。

- 2) 積込、取卸費の積算については、鋼矢板、H型鋼、覆工板、防護柵、コンクリート２次製品、鋼桁、門扉、P C 桁、鋼管杭、根固ブロック及び捨石等に計上するものとする。

鋼矢板、H形鋼、覆工板等 … 「第Ⅰ編第２章②間接工事費２－２運搬費」参照

防護柵、コンクリート２次製品等… 「第Ⅰ編第２章③現場発生品及び支給品運搬」参照

鋼桁、門扉、P C 桁、鋼管杭等 … 「第Ⅱ編第２章②現場取卸費」参照

根固ブロック等 … 「第Ⅲ編第１章①消波根固めブロック工」参照

捨石等 … 土工バックホウによるものとするが、これより難しい場合は別途考慮する。

- 3) 上記1)2)の扱いは、材料保管場所より支給品を運搬させる場合についても準用するものとする。

- 4) 現場発生品の運搬については、発生又は支給する工種で計上する。

- (6) 橋梁用架設桁設備とは、架設桁、手延機、桁吊装置、ウィンチのことであり、共通仮設費率に含まれるため、積上げ計上は行わないこと。

5. 準 備 費

(1) 立木の取得補償の積算

工事着手時の伐開、除根については共通仮設費率分にて計上しているが、取得補償を行った樹木については、共通仮設費の準備費に別途伐採費を計上するものとする。施工歩掛については見積り（取得立木管理台帳・土地取得平面図等を提示し、見積りを徴収する）によって決定するものとし、設計変更の対象とはしないものとする。ただし、運搬及び処分に要する費用については、特記仕様書（個別工事編）に記載のうえ、設計変更の対象とする。なお、取得補償を行った立木を処分する場合は、H13.6.29日付国土交通省事務連絡「立木の取得補償に関する取扱いの運用について」によるものとする。

(2) 除雪費用の計上について

1) 除雪費用の計上の考え方

1. 費用については共通仮設費の準備費に積み上げ計上すること。
2. 費用については当初計上せずに変更対応とすることとし、現場での施工実績調査を行いその結果を基に精算変更を行うこととする。

（参考）

（現場管理費について）

- 現場管理費の率には除雪にかかる費用は含まれていない。また、現場管理費の冬季補正についても、寒冷期に必要となる被服及び燃料費等を計上したもので、除雪にかかる費用は含んではいない。しかし、工事工程は降雨（降雪）日数等を考慮した雨休率を用いて設定しており、一般的な冬季の積雪については、不稼働の日数を考慮していると考えられることから、除雪費は計上する必要はない。

（除雪費の計上について）

- 異常降雪により当初設計において想定した冬季の雨休率が実態と大幅に乖離が生じている様な場合（実績を踏まえた数字的なバックデータの整理は必要）は、工事施工を行うために必要な除雪費については、除雪の実施方法及び処理方法等について甲乙協議のうえ、設計変更の対象とすることは妥当と考えられる。

（除雪費の計上方法について）

- 除雪に用いた機械及び労務の稼働時間等の実績を踏まえ、変更契約を行うことが現場の実態とも合っていると考えられる。

6. 安 全 費

(1) 積算について

「土木請負工事必携 道路工事保安施設設置基準（案）」に記載されている保安施設については、共通仮設費率に含まれるため積上げ計上はしない。

(2) 架空線の防護費用について

工事のためにやむを得ず架空線を防護する必要がある、本市が発注する請負工事に対応する場合は、必要な費用を共通仮設費の安全費において積上げ計上すること。ただし、道路法第71条第2項第一項に基づく監督処分等によって架空線設置会社の負担で対応する場合を除く。

なお、架空線防護に要する費用については、架空線設置会社と調整を図って算定すること。

7. 事業損失防止施設費

(1) 公害調査費（家屋調査費）

工事の施工に起因する地盤変動により、沿道家屋に影響を及ぼす恐れのある場合の事前・事後調査は、用地調査等業務費積算基準（国土交通省近畿地方整備局）（国近整用企第24号 平成24年5月22日付用地部長通知 及び 一部改正）によるものとし、間接原価、一般管理費等込の業務価格（税抜）を事業損失防止施設費で計上するものとする。また、それに要する旅費交通費の算出は、設計業務等標準積算基準書・設計業務等標準積算基準書（参考資料）＜建設局運用＞（令和8年度版 京都市建設局）によるものとする。

なお、土木積算システムにおいては、管理費区分「9」（すべての間接費の対象としない）を適用することとする。

8. 役 務 費

(1) 踏み荒し料

1) 歩道設置工事等で用地境界に構造物を施工する際、田畑、宅地の踏み荒しが必要な場合は、「土木工事標準積算基準書」第Ⅰ編総則・第2章工事費の積算・2-6 役務費の1) 借地料を計上するものとする。

なお、借地料は消費税対象外であるため、適用税率にて割り戻した額を計上するものとする。

ただし、「貸付けに係る期間が1か月に満たない場合」及び「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」については、非課税とはならないので、適切に判断の上、借地料を計上するものとする。

貸付期間については、契約内容で判断するものとする。

（参考）貸付期間の判断事例

・実際の貸付期間は1か月以上ではあるが、契約期間が1か月未満・・・課税取引

・実際の貸付期間は1か月以内ではあるが、契約期間が1か月以上・・・非課税取引

2) 踏み荒し幅は1.5mを標準とするが、工事規模・工事内容等により実情を勘案して定めるものとする。

3) 踏み荒し期間は、工事規模・工事内容等により実情を勘案して定めるものとする。

9. 技術管理費

(1) 完成図の作成について

共通仕様書（第1編共通編1-1-21工事完成図、第3編土木工事共通編1-1-5数量の算出）における完成図の作成について、以下のとおりとする。

- ① 完成図とは、設計図書に従って作成された完成図面のことであり、出来形測定の結果、最終的にできあがった図面のことである。
- ② 完成図は当初設計（契約）図及び変更設計（契約）図に対応した図面について作成する。
- ③ 完成図及びその寸法には、出来形測定の結果を記載する。
- ④ 現地における完成状況は設計図面、実際の出来形、出来形寸法により完成図を作成（修正）する。
〔設計図面（変更設計図面を含む）をそのまま利用し、設計値のみを書き直しできるものはトレース図等を作成しないが、引継ぎ又は管理のために出来形、出来形寸法とする必要がある場合等については、新たにトレース図を作成する。〕
- ⑤ 完成図は、表題欄の上に「完成図」と表示する。
- ⑥ 完成図の作成費用については、共通仮設費等（技術管理費）に含まれている。
- ⑦ 工期設定にあたり、完成図面作成に必要な期間（後片付け期間）を見込むものとする。

(2) その他技術管理費として計上する項目

施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査の実施を請負業者に行わせる場合は、協力を仰ぎ、その旨当該工事の特記仕様書（個別工事編）に明記し、施工調査費として計上する。

(3) マスコンクリートの温度応力解析について

マスコンクリートの施工に伴う温度応力解析の費用については共通仮設費率に含まれていないため、施工業者より協議があれば、必要性を確認の上、設計変更の対象とすること。

また、費用については見積りによるものとし、技術管理費に積上げ計上すること。

10. 現場管理費

(1) 現場管理費に含まれる補償費について

工事請負契約書第31条を適用するにあたっては、その処理方針等について、あらかじめ監理検査課と協議すること。

11. 人口集中地区（DID地区）に準ずる地区について

共通仮設費率及び現場管理費率の補正において「市街地」となる「人口集中地区（DID地区）及びこれに準ずる地区」のうち「準ずる地区」とは、施工場所がDID地区に接していること、或いは施工場所の一部がDID地区に含まれる場合とするので、適切な補正を行うこと。

なお、人口集中地区（DID地区）の範囲は、国土地理院や総務省統計局のホームページ、政府刊行物「我が国の人口集中地区 人口集中地区別人口・境界図」等を用いて確認し、基準適用年月時点の最新情報で適切な補正を行うこと。

《DID地区の確認に活用可能なホームページの紹介》

＜総務省統計局＞政府統計の総合窓口「e-Stat」の「jSTAT MAP」

<https://jstatmap.e-stat.go.jp/trialstart.html>

12. 主たる工種区分の運用

主たる工種については、システムの体系で設定しているが、主たる工種の選定に際しては、工事内容により土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第２章②間接工事費 表－１工種区分により適正に積算するものとする。なお、運用においては以下を参考とするが、道路維持作業に係る工種区分は全て道路維持とする。

河川維持修繕工事の工種

工事の分類	工種区分	摘要
法留工、階段工等小規模構造物の設置	河川維持	
護岸、根固めの修繕、河状整正、高水敷整正、旧樋門撤去※	河川工事	※堤防開削を伴わないような小規模な旧樋門撤去 河川高潮対策区間は海岸工事を摘要
水門、樋門、樋管、排水機場等の河川工作物の修繕	河川道路構造物	機械設備、電気設備を除く 河川高潮対策区間は海岸工事を摘要

道路維持修繕並びに交通安全施設関係

工事の分類	工種区分	摘要
道路反射鏡	道路維持	
落下防止網設置	〃	
歩道設置	道路改良	
路面切削（大規模）	舗装	
路面切削（小規模）	道路維持	
橋脚根固（河川内）	河川又は海岸	河川高潮対策区間は海岸工事を摘要
歩道切下げ	道路維持	
堤防空洞注入	河川維持	

注） ＰＣ橋工事の工場製作桁（プレテンション桁）については、「河川・道路構造物工事」を適用し、工場製作桁（プレキャストセグメント桁、プレビーム桁）については、「ＰＣ橋工事」を適用する。

(1) 各種条件

(2) 算定表（当初設計書）（●→：内訳（1）視点の計算の流れ）

【一般管理費の按分】
合算の対象額に合算で求めた率を乗じた合算計上額（基準書に基づいて算出した後）を各内訳（単独の場合）の対象額で按分する。

第 3 章 一般管理費等及び消費税等相当額

1. 一般管理費等	I - 3 - 1
-----------	-----------

第3章 一般管理費等及び消費税等相当額

1. 一般管理費等

(1) 非対象

用地調査等業務費積算基準（国土交通省近畿地方整備局）による家屋調査費等、管理費区分「9」が設定されているものは非対象であるので注意すること。

(2) 前払金

- 1) 前払金の補正係数について、行財政局契約課による前払金取扱要綱の改正に伴い、前払金の上限額（3億円）に制限がなくなり、補正が不要となったため、前払金の支出割合に係わらず補正係数は1.00となる（補正なし）。

参考に「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」（R8.2.27改正）及び「前払金の取扱について」（平成29年4月25日付監理検査課長通知）を別紙に掲載する。

- 2) 翌債工事、ゼロ国債工事であっても前払金として請負代金の4割（本市公共工事に係る低入札価格調査を経て契約を締結した場合は2割）を請負者が請求できる工事は補正を行わない。
- 3) 前払金の支出割合が設計変更により変わった場合でも、また低入札価格調査を経て締結した契約により変わった場合でも、当初設計の考え方は変えない。

(3) 契約保証

- 1) 契約保証については工事名等ではなく、予算科目の「節」によって保証の対象となるかを確認する。

(ア) 「節」が「**委託料**」等は、予定価格に係わらず契約保証の**対象外**。

(イ) 「節」が「**工事請負費**」の場合、次項2) (ア)の表のとおり。

2) 当初設計の取扱い

(ア) 補正値は、予定価格によって、下表のとおりとする。

予定価格	補正値（％）	保証の方法
500万円未満	0.00	保証なし
500万円以上	0.04	金銭的保証

- (イ) 特定建設工事共同企業体（JV）により競争を行わせる場合も、上表を適用する。
- (ロ) 予定価格が500万円以上の工事で、入札の結果請負額が500万円未満となった場合でも、また低入札価格調査を経て締結した契約により契約保証金が増えた場合でも、補正値は変更しない。

3) 設計変更の取扱い

(ア) 設計変更により工事原価が増減した場合でも、原則契約保証費は変更しない。（契約保証費対象工事原価は、当初設計における一般管理費対象工事原価とする。）

また、予定価格が500万円未満から500万円以上（逆も同じ）となった場合でも、補正値は変更しない。

- (イ) 工期を延長（短縮）したことによる契約保証費の変更は行わない。
- 4) 随意契約の取扱い（追加調整積算を行ったもの）
 - (ア) 追加工事の補正值は、現工事の補正值に関わらず、追加調整積算後の追加工事の予定価格で判断する。
 - (イ) 追加工事の契約保証費対象工事原価は、追加調整積算に基づく追加工事の一般管理費対象工事原価とする。
 - (ウ) 追加工事を発注しても、現工事の契約保証費は変更しない。
- 5) その他
 - 随意契約・同時発注契約共、設計変更の取扱いは“3) 設計変更の取扱い”に準ずる。

京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱

理財局長決定 平成10年8月7日

改正 平成21年3月27日

全部改正 平成22年3月12日

改正 平成22年5月25日、平成26年8月25日、平成28年6月1日、令和3年3月31日

令和5年3月29日、令和7年2月3日、令和8年2月27日

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市公共工事に係る前払金に関する規則の規定による前払金（以下「前払金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(前払金の対象等)

第2条 前払金については、次の各号に掲げる工事等の区分に応じて、当該各号に定める割合を超えない範囲内で支払うことができる。

(1) 土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、調査及び測量並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。）で予定価格が300万円以上のもの 請負代金の4割（本市公共工事に係る低入札価格調査（以下「低入札価格調査」という。）を経て契約を締結した場合にあっては2割）

(2) 前号に掲げる区分に該当するもののうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの 同号の範囲内で既にした前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）として、請負代金の2割

ア 工期の2分の1を経過していること。

イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

ウ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の額の2分の1以上の額に相当するものであること。

エ 低入札価格調査を経て契約を締結していないこと。

(3) 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量で、予定価格が300万円以上のもの 請負代金の3割

(4) 土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造で予定価格が300万円以上のもの 請負代金の3割

2 債務負担行為及び継続費に係る契約においては、前項第2号中「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の2分の1を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額」と読み替えるものとする。

(債務負担行為等に係る契約の取扱い)

第3条 債務負担行為等に係る契約において前払金を支払うときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 債務負担行為に基づく2年度以上にわたる契約 当該契約に基づく各年度の債務負担行為の出来高予定額に対してすることができる。ただし、契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）の出来高予定額が極めて少額であり、設計図書に、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨定められているときは、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金の支払を請求することができる。
- (2) 継続費支弁の2年度以上にわたる契約 当該契約に基づく各年度の工事等の出来高予定額に対してすることができる。
- (3) 繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約 契約締結の当初に契約価額の総額に対してすることができる。

（前払金の告知）

第4条 前2条による前払金は、入札条件とし、入札公告において示すものとする。

（中間前払金と部分払との関係）

第5条 中間前払金を請求した後は、部分払を請求できないものとし、また、部分払を請求した後は、中間前払金を請求できないものとする。

- 2 債務負担行為及び継続費に係る2年度以上にわたる契約については、受注者が中間前払金を請求した後であっても、当該工事における各会計年度の出来高予定額（最終の会計年度に係るものを除く。）に係る当該年度末（当該年度末における出来高が当該会計年度の出来高予定額に達しないときは、当該年度末又は当該出来高予定額に達した時点。）の出来高に対する部分払（以下「年度末部分払」という。）を行うことができるものとし、当該中間前払金を請求した会計年度の翌会計年度以降においては部分払を請求することができる。ただし、年度末部分払以外の場合は、同一年度内において中間前払金を請求した後に部分払の請求を行うことはできない。
- 3 債務負担行為及び継続費に係る2年度以上にわたる契約については、受注者が部分払を請求した後であっても、当該部分払を請求した会計年度の翌会計年度以降においては、中間前払金を請求することができる。ただし、同一年度内において部分払を請求した後に中間前払金の請求を行うことはできない。
- 4 前2項の規定は、繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約について準用する。

（保証事業会社による保証等）

第6条 前払金は、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と保証契約を締結して、保証事業会社の保証証書を市長に寄託した後に支払うものとする。ただし、受注者は、保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金の支払いを受けようとする者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

- 2 寄託を受けた保証証書は、工事担当課において保管するものとする。
- 3 前払金は、受注者が保証事業会社の保証証書に記載した前払金預託金融機関に振り込むものとする。

- 4 工事担当課の課長は、当該工事に関して保証事業会社の保証金支払義務の発生に影響を及ぼすような事実が生じた場合には、遅滞なくその事実を行財政局管財契約部契約課長へ通知するものとする。

(中間前払金の申請等)

第7条 中間前払金の支払を受けようとする受注者は、認定請求書(第1号様式)に、工事履行報告書(第2号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第2条第1項第2号に掲げる要件を満たしているか否かを速やかに調査し、その結果が妥当と認められる場合は、認定調書(第3号様式)により、受注者へ通知するものとする。

- 3 前項の認定を受けた受注者が中間前払金の支払を受けようとするときは、前払金請求書に認定調書の写し及び保証事業会社の保証証書を添えて市長に提出しなければならない。

なお、当該保証証書を電磁的方法により提出しようとする場合は、前条第1項ただし書きの規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

(関係要領の廃止)

- 3 京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要領は、廃止する。

附 則 (平成21年3月27日決定)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月12日決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年3月15日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成22年5月25日決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成26年8月25日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (平成28年6月1日決定)

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用する。

附 則 (令和3年3月31日決定)

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日決定)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年2月3日決定)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年2月27日決定)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

平成29年4月25日

所 属 長 様

監 理 検 査 課 長
〔 契 約 審 査 係
技 術 管 理 第 一 係 〕

前払金の取扱について（通知）

建設局が発注する建設工事等の前払金に係る取扱は、「京都市公共工事に係る前払金に関する規則による前払金取扱要綱」（平成28年6月1日改正）（以下「前払金取扱要綱」という。）に基づき、運用しているところです。しかしながら、工事に類する委託（除草、樹木維持管理委託など）については、明確な記載がありません。そこで、行財政局財政部契約課と協議により、下記1のとおり取扱うこととなりました。

また、「土木工事標準積算基準書」（京都市建設局）に基づき積算するものについては、前払金取扱要綱の改正に伴い、前払金の制限がなくなり、補正が不要となったため、下記2のとおり運用していますので、再度確認をお願いします。

以上、所属内での周知をお願いします。

記

1 前払金

(1) 予定価格が300万円以上のうち、次のア～ウに該当するもの

ア 土木建築に関する工事 …… 請負代金の4割を超えない範囲内

イ 土木建築に関する工事の設計若しくは調査又は測量

…… 請負代金の3割を超えない範囲内

ウ 工事に類する委託（※1） …… 請負代金の3割を超えない範囲内

※1：対象となる委託（「土木工事標準積算基準書」（京都市建設局）に基づき積算したもの。ただし、単価契約は除く。）

（例）道路除草作業委託、街路樹等育成管理業務委託、公園緑地樹木維持管理業務委託等

(2) 予定価格が300万円未満の工事等（委託含む）は、すべて前払金の対象外とする。

2 上記1(1)ア、ウの積算における、一般管理費率に係る前払金の補正係数

前払金の支出割合にかかわらず、補正係数は1.00とする。

第4章 随意契約方式、同時発注により工事を 発注する場合の諸経費の調整について

1. 予定価格の調整	I - 4 - 1
2. 追加工事（随意契約、当初）で全ての間接費を調整する場合の 調整例	I - 4 - 5
3. 調整工事の変更を行う場合の間接費の計算について	I - 4 - 6
4. 土木積算システムにおける調整方法及び 設計書への条件明示について	I - 4 - 7

第 4 章 随意契約方式、同時発注により工事を発注する場合の諸経費の調整について

1. 予定価格の調整

(1) 追加工事の随意契約時における間接費調整の基本的事項

- 1) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号及び第6号を適用して随意契約方式にて工期を重複して発注する工事については、調整を行うものとする。

ただし、ダム工事、トンネル工事等一体構造物（一体の構造物として完成後、機能を発揮するものに限る）を分割して発注する工事については、工期の重複に関係なく、新たに発注する工事の発注時点での現工事及び発注済みの工事を対象にして、調整を行うものとする。

- 2) 他官公庁発注の工事との調整は行わない。

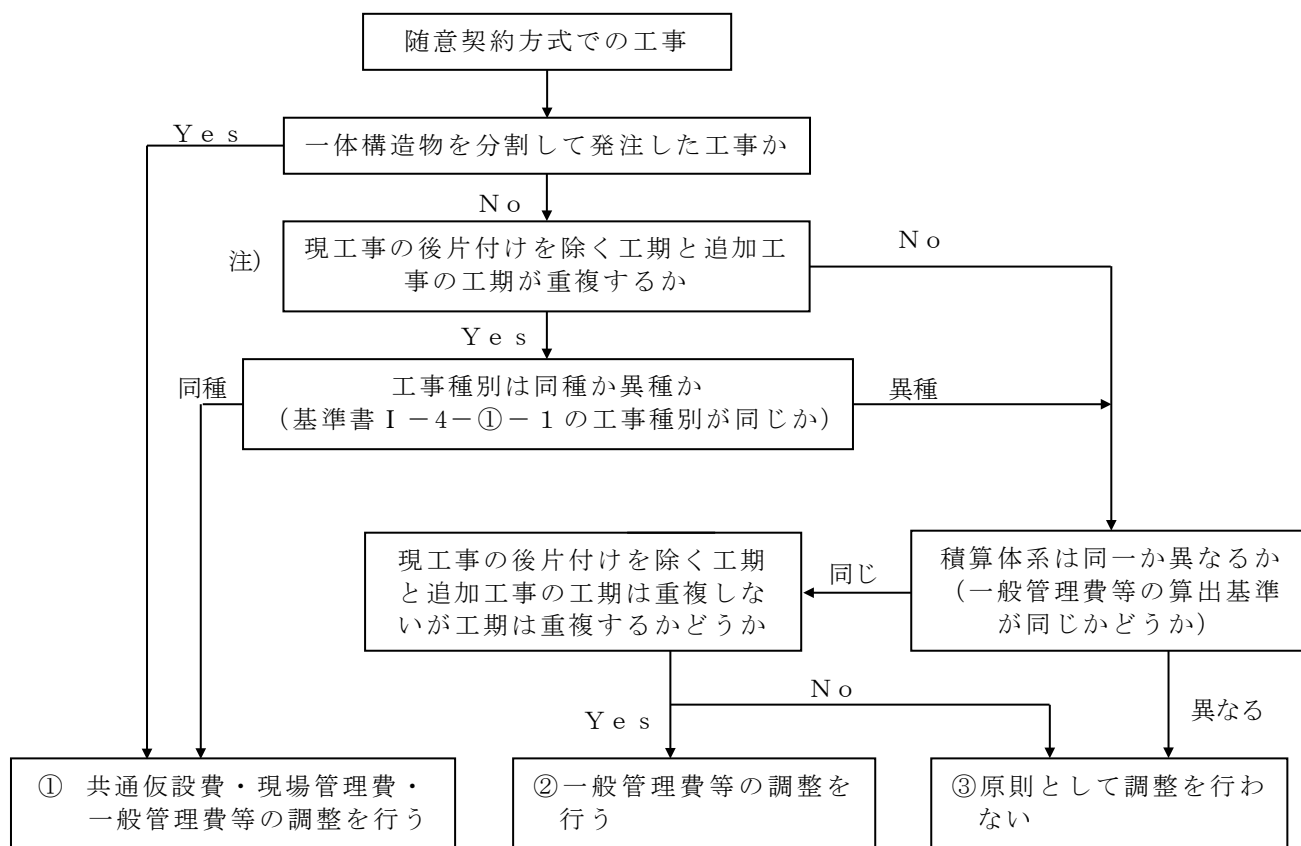
ただし、京都市上下水道局や京都市交通局等が発注する工事であっても、京都市建設局における「土木工事標準積算基準書」を適用する工事である場合は、この限りではない。

- 3) 積算体系が異なる場合（ex. 建築工事と土木工事など）は、原則として調整は行わない。

(2) 請負率の取扱いについて

現工事の請負率を追加工事の予定価格に乗じるかどうかについては、追加工事の主たる工種（新土木工事積算大系におけるレベル2）が、現工事にあるかどうかを判断基準とする。原則として、追加工事の主たる工種が現工事にある場合は請負率を乗じ、ない場合は乗じない。

調 整 フ ロ ー 図

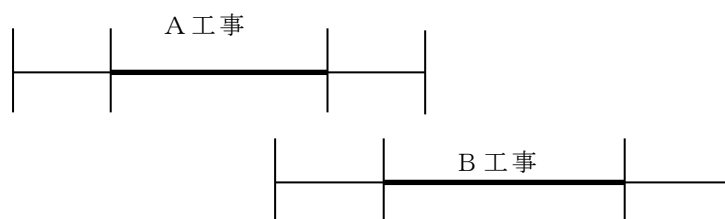


注) 後片付けの期間は、本書の第 I 編第14章 4. 工期の算定 (5) に定める日数を標準とする。

(3) 随契における工期重複の具体例（工事種別及び積算体系を同一とした場合）

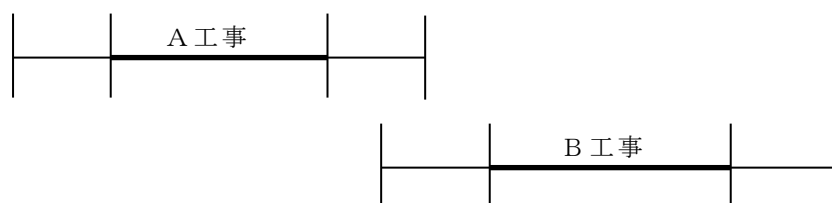
1) 1 工事と調整する場合

[C a s e 1]



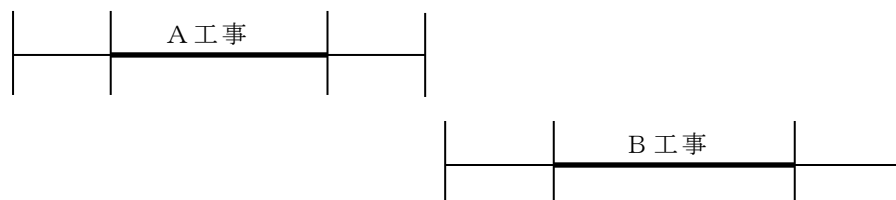
- ・すべての間接費を調整する（A 工事純工期と B 工事工期が重複している）

[C a s e 2]



- ・一般管理費のみを調整する（工期は重複するが、A 工事純工期と B 工事工期が重複していない）

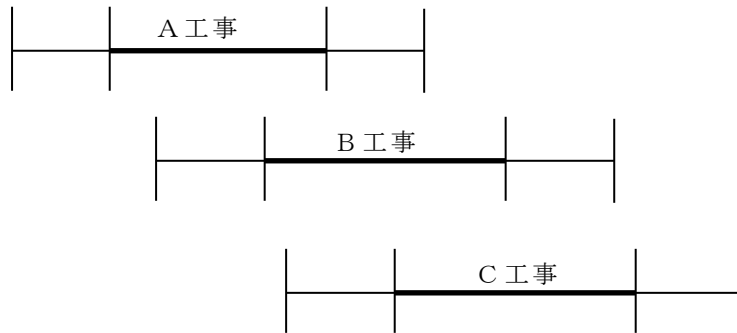
[C a s e 3]



- ・調整しない（工期が重複していない）

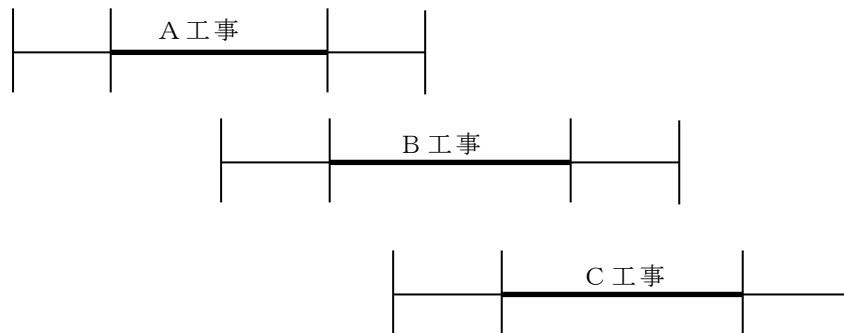
2) 2 工事以上と調整する場合

[C a s e 4]



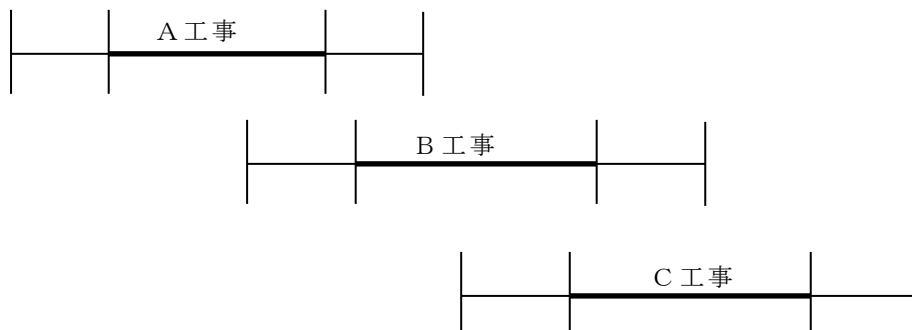
- ・すべての間接費を調整する（A 工事純工期と C 工事工期が重複し、その中間に B 工事がある）

[C a s e 5]



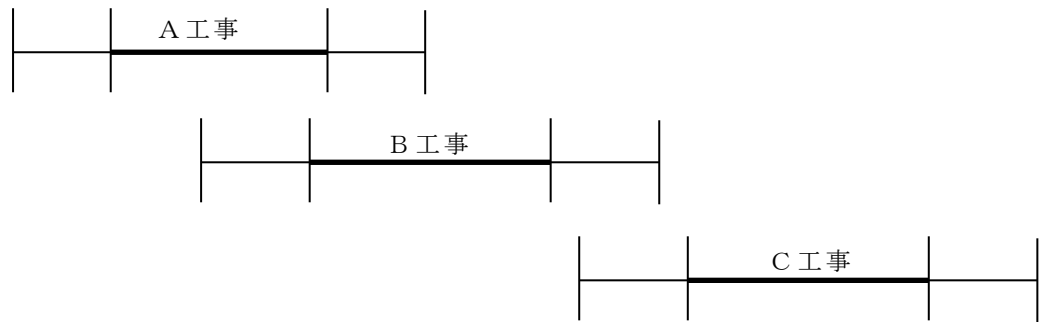
- ・一般管理費等は A・B・C 工事で調整する（C 工事工期が A・B 工事工期と重複している）
- ・共通仮設費、現場管理費は B 工事と C 工事で調整する（C 工事工期が B 工事純工期と重複するが、A 工事純工期とは重複していない）

[C a s e 6]



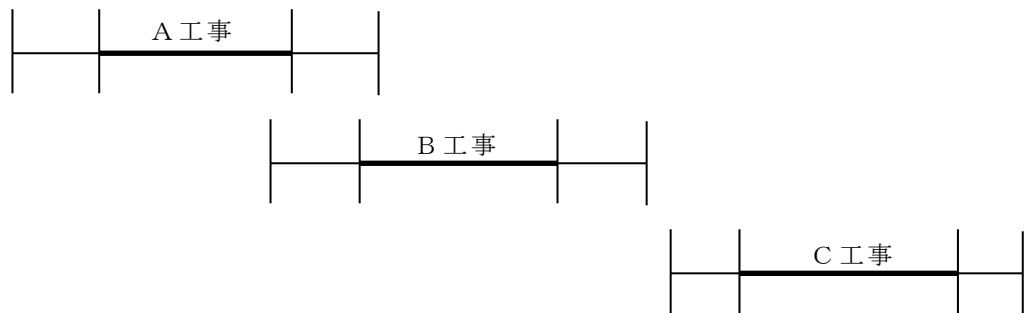
- ・調整は B 工事と C 工事です（C 工事工期が A 工事工期とは重複していないが、B 工事工期とは重複している）
- ・調整はすべての間接費とする（B 工事と C 工事が C a s e 1 と同様の取扱いとなる）

[C a s e 7]



- ・調整はB工事とC工事とする（A工事とC工事の工期が重複していないが、B工事とC工事の工期が重複している）
- ・調整は一般管理費等だけとする（B工事とC工事の工期は重複しているが、B工事純工期とC工事工期が重複していない）

[C a s e 8]



- ・調整しない（工期が重複していない）

(4) 同時発注（複数件一括発注）工事の基本的事項

- 1) 契約担当課の判断で一括契約としたものは、間接費の調整積算を行わないものとする。

2. 追加工事（随意契約、当初）で全ての間接費を調整する場合の調整例

(1) 各種条件

基準適用年度	現工事及び追加工事共に令和4年度基準
合算後の主たる工種	舗装工事
施工地域等補正	大都市（2）
工事数	現工事及び追加工事共に1件

(2) 算定表（●-----→：追加工事視点の計算の流れ）

	追加工事	現工事	全体
主たる工種	舗装工事		
直接工事費	5,400,000	109,000,000	114,400,000
内、処分費（管理費区分7）	500,000	10,000,000	10,500,000
処分費による3%控除額	380,500	6,839,500	7,220,000
内、間接費非対象額（管理費区分9）	-100,000	-1,000,000	-1,100,000
支給品費（一般材料費）（間接工事費のみ対象）	100,000	200,000	300,000
支給品費（折等購入費）（現場管理費のみ対象）			0
全処分費（直接工事費＋準備費）	550,000	10,150,000	10,700,000
直接工事費（全処分費を除く）	4,900,000	99,000,000	103,900,000
共通仮設費対象額	5,269,500	103,510,500	108,780,000
共通仮設費対象額（全処分費を除く）	5,100,000	100,200,000	105,300,000
率（補正前）		9.47%	9.37%
地域補正係数		1.5	
率（地域補正後）		14.21%	14.06%
ICT補正係数		1.0	
率（ICT補正後）		14.21%	14.06%
週休2日補正係数	1.02	1.04	1.02
率（週休2日補正後）		14.78%	14.34%
週休2日補正による加算率 （合算率と個別週2補正の差）		-0.56%	0.28%
共通仮設費（率分）計上額 （出し切り）	590,030	15,298,851	5,888,881
共通仮設費（率分）計上額 （まるめ後）	590,000	15,298,000	
共通仮設費（率分）計上額 （出し切り）	500,000	700,000	1,200,000
内、以下以外の間接費対象額 （管理費区分7）	150,000	250,000	400,000
内、間接費非対象額 （管理費区分9）	300,000	300,000	600,000
内、事業損失防止施設費 （管理費区分9）			0
内、準備費に含まれる処分費 （管理費区分7）	50,000	150,000	200,000
計上の有無	市街地	市街地	市街地
対象額 （全処分費が対象外）	5,100,000	100,200,000	105,300,000
率		2.29%	2.27%
現場環境改善費（率分）計上額 （出し切り）	95,730	2,294,580	2,390,310
現場環境改善費（率分）計上額 （まるめ後）	95,000	2,294,000	
現場環境改善費 （積上げ分）			0
現場環境改善費 （積上げ分）			0
共通仮設費合計	1,185,000	18,292,000	19,477,000
純工事費	6,585,000	127,292,000	133,877,000
現場管理費対象額	6,104,500	121,352,500	127,457,000
現場管理費対象額（全処分費を除く）	5,935,000	118,042,000	123,977,000
率（補正前）		24.29%	24.08%
地域補正係数		1.2	
率（地域補正後）		29.15%	28.90%
緊急工事・施工時期・ 熱中症対策加算率（最高2%）		0.00%	
率（緊急・時期・熱中症率加算後）		29.15%	28.90%
ICT補正係数		1.0	
率（ICT補正後）		29.15%	28.90%
週休2日補正係数	1.06	1.06	1.06
率（週休2日補正後）		30.90%	30.63%
週休2日補正による加算率 （合算率と個別週2補正の差）		-1.73%	1.73%
現場管理費（率分）計上額 （出し切り）	1,542,157	37,497,922	39,040,079
現場管理費（率分）計上額 （まるめ後）	1,542,000	37,497,000	
工事原価	8,127,000	164,789,000	172,916,000
一般管理費等対象額（今回）	7,546,500	158,649,500	166,196,000
（当初）	7,546,500	158,649,500	166,196,000
一般管理費等対象額（全処分費を除く）	7,377,000	155,339,000	162,716,000
率		16.10%	16.00%
一般管理費等計上額 （率分の差出上の額）（出し切り）	1,048,791	25,542,570	26,591,360
金銭的保証による加算率	0.04%	0.04%	
金銭的保証による加算額 （出し切り）	3,019	63,460	
一般管理費等計上額 （算出上の額）（少数以下切捨て）	1,051,809	25,606,029	26,657,838
一般管理費等計上額の 端数処理に伴う切捨て額	8,809	5,029	
一般管理費等計上額 （実際の計上額）	1,043,000	25,601,000	
工事価格	9,170,000	190,390,000	199,560,000
消費税相当額	917,000	19,039,000	19,956,000
工事費計	10,087,000	209,429,000	219,516,000

共通仮設費			
工種区分	対象額		10倍を超え
	600万以下	600万を超え 10倍以下	
舗装工事	A	b	
	435.10	-0.2074	
	↑現 9.47%		5.92%
		↑合 9.37%	

共通仮設費率(%)=A・P²
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 P: 対象額(円)
 A・b: 変数値

合算の対象額に合算で求めた率を乗じた金額から現工事の率計上額（まるめ前の出し切り額）を控除する。
 （各間接費共通）

現場環境改善費			
対象額：Pi	現場環境改善費率：i（%）		
	大都市(2) Or 市街地		左記以外
5倍以下	i=56.6・P ^{-0.174}		i=39.9・Pi ^{-0.201}
	↑現 2.28%		↑現 0.98%
	↑合 2.27%		↑合 0.97%
5倍を超え	1.73%		0.71%

i: 現場環境改善費率(%)、小数第3位四捨五入2位止め

現場管理費			
工種区分	対象額		10倍を超え
	700万以下	700万を超え 10倍以下	
舗装工事	A	b	
	668.7	-0.1781	
	↑現 24.29%		16.69%
		↑合 24.08%	

現場管理費率(%)=A・No³
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 No: 純工事費(円)
 A・b: 変数値

一般管理費等			
工種区分	対象額		30倍を超え
	500万以下	500万を超え 30倍以下	
全工種	表下の計算式による		
	↑現 16.10%		9.74%
	↑合 16.00%		

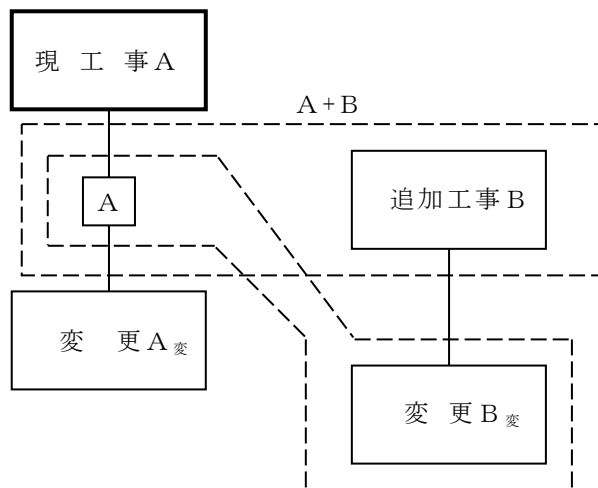
一般管理費等率(%)=4.97802×LOG(Cp)+56.92101(%)
 小数点以下第3位を四捨五入して2位止め
 Cp: 工事原価(円)

変更時の金銭的保証による加算値の率は当初の一般管理費等対象額に乘じる。

3. 調整工事の変更を行う場合の間接費の計算について

(1) 追加工事（随意契約）を発注する場合の調整）

1) 追加工事の発注後、現工事の変更を行う場合

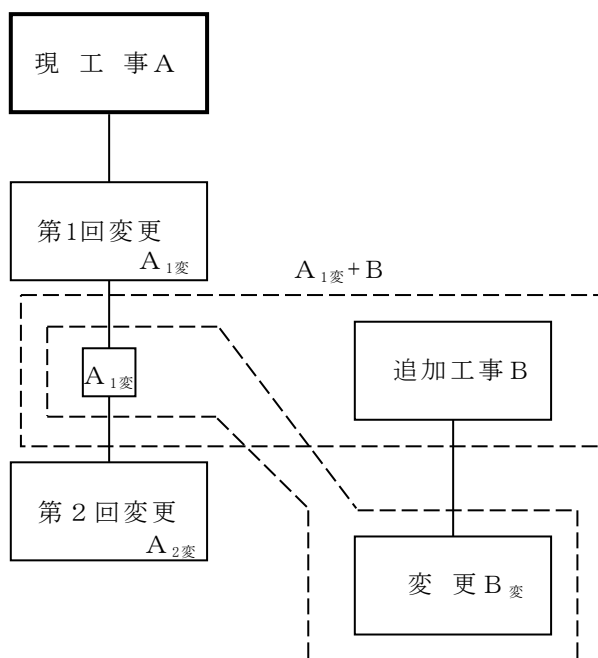


追加調整：現工事Aと合算(A+B)し間接費率を算出合、算の算出額から現工事Aの計上額を差し引く。

現工事の変更：単独で現工事Aから変更A_変を作成する。

追加工事の変更：変更前の現工事Aと合算(A+B_変)し間接費率を算出、合算の算出額から現工事Aの計上額を差し引く。

2) 現工事の変更後、追加工事の発注を行う場合



現工事の変更：単独で現工事Aの変更を行う。
(第1回A_{1変}、第2回A_{2変})

追加調整：第1回変更後（追加工事B発注時点）の現工事A_{1変}と合算(A_{1変}+B)し間接費率を算出、合算の算出額から現工事A_{1変}の計上額を差し引く。

追加工事の変更：現工事A_{1変}と合算(A_{1変}+B_変)し間接費率を算出、合算の算出額から現工事A_{1変}の計上額を差し引く。

4. 土木積算システムにおける調整方法及び設計書への条件明示について

(1) 土木積算システムにおける調整方法について

1) 追加工事（随意契約）の調整方法

メニューバーの「機能」から「近接追加・その他調整」を選択し、以下のウィンドウを表示し、近接追加調整を選択する。

その他の操作方法の詳細については「Web版積算システム利用の手引き」を参照すること。

調整方法指定・調整対象工事一覧

設計書読込 設計書内容表示、入力 工種別金額 調整計算結果 現工事削除 調整解除

調整方法 ☒ 近接追加調整 共通仮設費、現場環境改善費、現場管理費について、調整しない場合は、機能メニューの「調整の有無」にて設定してください。

その他調整

☒ 全体設計書入力(全体設計書の率を採用)
分割設計書入力(他+自設計書の率を採用)
☐ 他+自設計書を全体として他設計書の率分を控除(他設計書は再計算しない)
☐ 他設計書を単独設計書として使用する
☐ 他設計書をそのまま読み込む
☐ 他+自設計書を全体として率を採用(他設計書も再計算する)
※他設計書の設計書データへは反映しない

合算主たる工種(D)

調整対象工事一覧 ※調整対象工事が2本以上ある設計書からのスライドはシステム動作対象外です。

入力方法	工事番号	工事名	工期	対象	対象工事番号	対象工事名

2) 設計書読込

調整区分に関わらず、上記ウィンドウのメニューから「設計書読込」クリックして調整対象の設計書を読み込む。

なお、追加工事（随意契約）の場合に読み込む設計書については、追加工事が当初又は変更時であるかどうかに関わらず、追加工事発注時点の設計書を読み込む必要がある点に注意すること。

3) 間接費率補正

以下の手順に従って補正条件を選択する。

なお、変更設計書作成時には当初の主たる工種から変更できないことを踏まえ、上記ウィンドウの中段下部に表示される合算後の主たる工種と一致するよう、間接費ウィンドウにおける単独工事での主たる工種を必要に応じて任意設定しておくこと。

また、一般管理費等における「前払金支出割合による補正係数」や「契約保証に係る補正率」等については、調整後の自設計書の工事費を踏まえて、メニューバーの「機能」から「率補正」を選択し、単独工事と同様に個別の条件を設定すること。

4) その他

① 調整計算の検算

土木積算システムの調整機能での対応できる場合であっても、別途エクセル等により調整計算の検算を行うこと。

(2) 設計図書への条件明示について

1) 追加工事（随意契約） ただし、全ての間接費を調整する場合

- ・表紙及び「積算参考資料（間接費補正一覧）」の「調整区分」において、「近接追加調整」と表記する。
ただし、金抜き設計書においては、「積算参考資料（間接費補正一覧）」にのみ表記する。

第 5 章 数値基準等

1. 設計表示単位及び数値の取扱い…………… I - 5 - 1
2. 数量計算要領…………… I - 5 - 1

第5章 数値基準等

1. 設計表示単位及び数位の取扱い

- (1) 設計表示単位及び数位は、「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第5章数値基準」によるものとする。
- (2) 設計数量が設計表示数位に満たない場合及び、工事規模、工事内容等により、設計表示数位が不適当と判断される場合（小規模工事等）は、有効数位第1位の数量を設計表示数位とする。
- (3) 数値基準以外の種目について、設計表示単位及び数位を定める必要が生じたときは、工事規模、工事内容及び数値基準等を勘案して適正に定めるものとする。
- (4) 設計計上数量は、「土木工事数量算出要領（案）」により算出された数量を、設計表示数位に四捨五入して求めるものとする。
- (5) 設計表示単位及び数位の適用は、細別（新土木工事積算大系におけるレベル4）ごとを原則とし、工種（同レベル2）・種別（同レベル3）は一式を原則とする。
- (6) 数量計算は、「土木工事数量算出要領（案）」によるものとする。
- (7) 带状構造物等の延長の図示は、0.1m単位で行うものとする。
- (8) 契約数量は、設計計上数量とする。ただし、工事目的物以外で、指定仮設等数量明示が必要な種目以外は一式として計上する。
- (9) 設計表示単位及び数位は、設計図書に添付するものとする。（土質調査、測量業務関係等は除く）
- (10) 設計表示数位に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。（前回契約数量を対象）
- (11) 単価契約には、設計表示単位及び数位を適用しない。
- (12) 金抜設計書には、数量総括表は用いず、設計内訳書を用いる。

2. 数量計算要領

- (1) C A Dソフトによる数量計算方法について

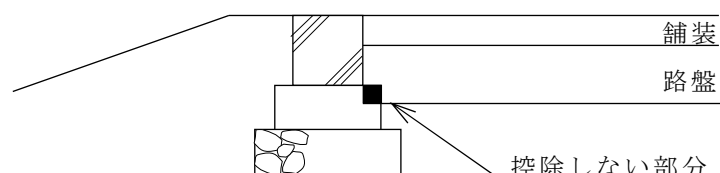
面積の計算については「土木工事数量算出要領（案）」によることとしているが、C A Dソフトによる算出の協議があった場合は、承諾できるものとする。

ただし、現在C A Dソフトによる計算結果の確認（チェック）について定められたものがないため、計算内容を考慮のうえ適宜算出結果のチェックを行うものとする。

- (2) 構造物の数量から控除しないもの

歩道舗装（及び路盤）に一部重複（くい込む）する境界ブロック等基礎コンクリート（及び碎石）については、舗装厚（及び路盤厚）全層に食い込むものを除き舗装（及び路盤）面積から控除しないものとする。

（参考図）例



第 7 章 土木請負工事の特許使用料 の積算

1. 積算の考え方	I - 7 - 1
-----------	-----------

第 7 章 土木請負工事の特許使用料の積算

1. 積算の考え方

(1) 特記仕様書（個別工事編）

特記仕様書（個別工事編）で「〇〇〇については□□□工法によるものとする。この工法については特許権の対象である。」と記述する。

(2) 特許料の扱い

特許料は予定価格に含ませて算出する。請負業者が特許権者であり、特許料が不要であっても減額変更は行わない。

第 8 章 時間的制約を受ける公共土木 工事の積算

1. 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領·····	I - 8 - 1
------------------------------	-----------

第 8 章 時間的制約を受ける公共土木工事の積算

1. 時間的制約を受ける公共土木工事の積算要領

- 1 時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増を行った場合は、特記仕様書（個別工事編）において、工種・施工時間と合わせて別表－1を参考に条件明示を行うものとする。
- 2 工事着手後、関係機関から時間的制約条件を付された場合は、監督職員との協議事項とし、設計変更等において適正に対処するものとする。

例）現道工事において所轄警察等から規制時間帯を9～17時（又は22時～6時）と時間的制約条件（8時間）を付された場合は、休憩1時間を見込み、作業時間を7時間00分（時間的制約時間内の規制に要する準備・片付け時間30分含む）とし補正割増計算＝1.14を摘要。ただし、資機材の搬入、搬出にかかる時間が拘束時間に含まれる場合には、作業時間に該当することに留意すること。

- 3 補正割増し係数は、内訳書又は単価表の計算条件の設定画面（積算システム）に次のように入力する。

- （例）① 作業時間が8時～17時までの時間帯の場合で時間的制約を著しく受ける場合
 ② 作業時間が20時～6時までの時間帯の場合（21時～5時までの例）
 （基準書Ⅰ－8－①－2 例－1の場合）
 ③ 作業時間が18時～4時までの時間帯の場合（19時～3時までの例）
 （基準書Ⅰ－8－①－2 例－2の場合）

属性変更（単価表・一式内訳書、計算条件）

道路維持／道路土工／掘削工／掘削

1次単価表 掘削

計算状態 未計算

労務費調整係数

労務費調整係数(R) 1.000

所定時間外の超過時間(1) 0.0 所定時間の内20～6時にかかる労働時間(2) 0.0

規制(K) 1:基準日額一括割増し

適用年月

歩掛適用年

単価使用年

単価地区(日)

	労務費調整係数(R)	超過時間(1)	労働時間(2)	規制(K)
(例) ①	1. 1 4 0	0. 0	0. 0	1
(例) ②	1. 7 1 0	0. 0	0. 0	1
(例) ③	1. 6 2 8	0. 0	0. 0	1

- 4 交通誘導警備員については、時間的に制約を受ける工事の設計労務単価の補正割増は行わない。

別表－１

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	○施工時間が制限される場合は、その施工時間 ○他関係機関との協議結果により特定された条件が付され、当該工事の工程に影響がある場合、その当該条件 例：現道上の工事においては、一日の作業終了後、一般交通に供するものとする。 等
公 害 関 係	○工事に伴う公害防止のため、作業時間等に制限がある場合はその条件
安 全 対 策 関 係	○交通安全施設等を指定する場合は、その内容 ○近接する工事で作業時間等に制限がある場合、その内容

第 9 章 土木請負工事における現場環境 改善費の積算

1. 現場環境改善費の積算·····	I - 9 - 1
--------------------	-----------

第 9 章 土木請負工事における現場環境改善費 の積算

1. 現場環境改善費の積算

(1) 土木請負工事における現場環境改善費の積算については、原則として全工事に適用するものとする。

(2) 現場環境改善の実施が困難であり、効果が期待出来ない場合に限り、対象外とすることが出来る。

例① 屋外作業を伴わない場合

例② 近接地の類似工事等の実績から『現場事務所を設けずに施工する』と想定した場合

ただし、例②において契約後に受注者が現場事務所を設置した場合にも、現場条件が変わらない限り、設計変更の対象とはしないため、現場環境改善の対象外と判断する際には現場状況等を十分に勘案のうえ決定するものとする。

また、例①及び例②に該当する場合においても、現場条件等を考慮し、必要と判断される場合は計上する。

第10章 工事における工期延長等に伴う 増加費用の積算

1. 準拠する国土交通省通達	I - 1 0 - 1
2. 一時中止に伴わない工期延長の取扱い	I - 1 0 - 1
3. その他参考図書	I - 1 0 - 1
4. 本省の基準適用に当たっての協議	I - 1 0 - 1
5. 準拠する国土交通省通達本文	I - 1 0 - 2

第 10 章 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算

1. 準拠する国土交通省通達（通達本文は次ページ以降に掲載）

- (1) 令和3年2月22日付け国官技第286号「「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について」
- (2) 令和2年2月13日付け事務連絡「「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法についての運用」について」

2. 一時中止に伴わない工期延長の取扱い

- (1) 当初の設計図書において具体的な日数を見込んでいる工期延長については、本章の基準を適用しない。
- (2) 工期延長の日数に関わらず、原則として、標準積算による率計上は適用せず、該当する費目について積上げ計上を行うものとする。
- (3) 工期延長に伴う増加費用は、受注者の負担費用を示す書面（受注者から提示された明細書や見積書等）に基づいて必要性や数量等を受発注者協議して算定するものとするものとし、増加費用についての変更契約は精算変更時に行うことを原則とする。

3. その他参考図書

本章の基準の運用にあたっては、国土交通省近畿地方整備局が公表する「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（令和5年3月）を参考とすること。

4. 本章の基準適用に当たっての協議

工期延長に伴って本章の基準を適用する可能性のある案件が生じた場合は、その都度、本章の基準の適用の適否について監理検査課と協議すること。

5. 準拠する国土交通省通達本文

- (1) 令和3年2月22日付け国官技第286号「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について」

国 官 技 第 2 8 6 号
令 和 3 年 2 月 2 2 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

国土交通省
大臣官房 技術審議官
(公印省略)

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法」の改定について

請負工事における工期の延長等をした場合の増加費用の積算方法については、令和2年2月13日付け国官技第364号により通知しているところであるが、別紙のとおり改定し、施行することとしたので通知する。

附則

本通知は、2021（令和3）年4月1日より適用する。

なお、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け国官技第364号）は、令和3年3月31日をもって廃止する。

工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法

受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、工事請負契約書の制定について（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）及び工事請負契約書の運用基準について（平成7年6月30日付け建設省厚契第27号）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。

記

1. 対象工事

発注者が、工事請負契約書第19条により必要があると認め、設計図書の変更を行い、工期を延長する工事及び工事請負契約書第20条により一時中止（以下「中止」という。）を行う工事とする。

2. この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 現場搬入済の材料、機械等……中止以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
- (2) 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等

3. 請負代金額または工期の変更

工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

4. 中止時における指示

発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。

5. 基本計画書

- (1) 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
- (2) 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにするものとする。
- (3) 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
- (4) 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。

6. 工期短縮計画書

- (1) 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
- (2) 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
- (3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。

7. 工期延長等に伴う増加費用

- (1) 工期延長等に伴う増加費用の算定は、工事現場の維持等の費用の明細書（中止の場合は、受注者が作成した基本計画書）に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- (2) 増加費用の各構成費目は、原則として、工期延長等に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- (3) 工期延長等に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8. 増加費用の考え方

(1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用

増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。

増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、工期延長等となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。

1) 工事現場の維持に要する費用

工事現場の維持に要する費用とは、工期延長等に伴い工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は現場常駐の従業員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。

2) 工事体制の縮小に要する費用

工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は現場常駐の従業員の配置転換に要する費用等とする。

3) 工事の再開準備に要する費用

工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、現場常駐の従業員の転入に要する費用等とする。

4) 工期延長等となる場合の費用

工期延長等となる場合の費用とは、工期延長等となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。

5) 工期短縮を行った場合の費用

工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。

(2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合

1) 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 工期延長等に伴う増加費用は計上しない

(3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用

1) 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。

2) 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工期延長等を受注者に通知する。

3) 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

9. 増加費用の設計書における取扱い

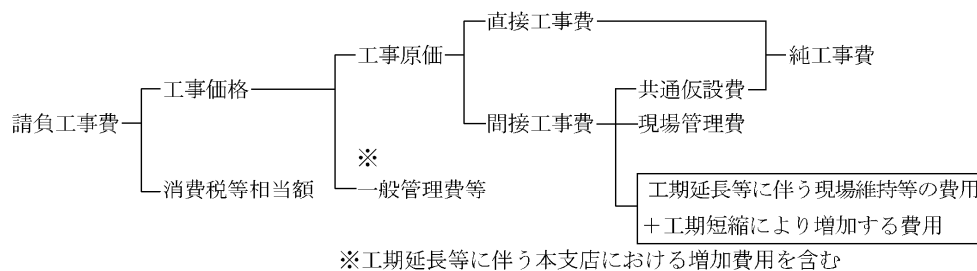
増加費用は、工事の設計書の中に「工期延長等に伴う現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- (1) 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- (2) 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- (3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11. 増加費用の構成

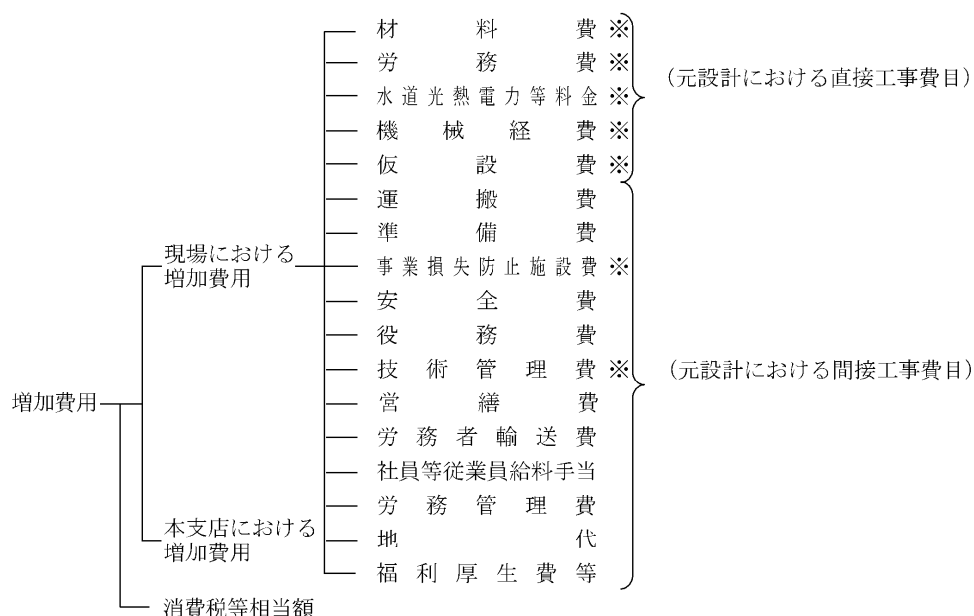
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は、工期延長等の期間が3ヶ月以内は標準積算により算定し、工期延長等の期間が3ヶ月を超える場合や道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

12. 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用（標準積算）

- (1) 標準積算により算定する場合、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び比率項目とする。
- 1) 増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

i) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を工期延長したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び入出庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を工期延長等したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の工期延長等に伴う損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

作業を伴わない作業員の労務費は、原則として計上しない。

ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により工期延長等の要因発生後、再開までの間に稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

④ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、賃料・損料、管理費を含む。）

⑤ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の工期延長等に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延長等となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工期延長等されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の工期延長等に伴う損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る工期延長等期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

工期延長等の要因発生以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の工期延長等期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における工期延長等期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

工期延長等期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用

② 工期延長等の要因発生時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用

③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

④ 工期延長等となることにより追加で生じる現場常駐の従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の工期延長等期間の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場常駐の従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の工期延長等期間中の費用

ii) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

iii) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

(2) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

G : 工期延長等に伴うの現場維持等の費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

d g : 工期延長等に係る現場経費率 (%) 小数点第4位四捨五入3位止め

J : 対象額 (工期延長等時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000円未満切り捨て)

α : 積上げ費用 (単位 円 1,000円未満切り捨て)

1) 工期延長等に伴い増加する現場経費率

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

d g : 工期延長等に伴い増加する現場経費率 (%) 小数点第4位四捨五入3位止め

J : 対象額 (工期延長等時点の契約上の純工事費) (単位 円 1,000円未満切り捨て)

N : 工期延長等日数 (受注者の責めに帰す場合は除く) (日)

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価 (土木一般世話役)

A :

B :

a :

b :

工種ごとに決まる係数 (別表-1)

別表一 1

工種区分	係数 A						山間僻地及 び離島	係数 B						係数 a	係数 b
	収交通影 響無し	大都市(1)	大都市(2)	収交通影 響有り(1)	収交通影 響有り(2)	市街地(01D 補正)		大都市(1)	大都市(2)	収交通影 響有り(1)	収交通影 響有り(2)	市街地(01D 補正)	山間僻地及 び離島		
河川工事	1901.4	—	—	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	—	—	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615
河川・道路構造 物工事	410.4	—	—	453.5	452.4	452.4	413.5	—	—	-0.2004	-0.2012	-0.2012	-0.1994	1.0955	0.3057
海岸工事	521.4	—	—	550.7	561.8	561.8	488.2	—	—	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	4.2009	0.2226
道路改良工事	78.9	—	—	87.2	87.0	87.0	79.4	—	—	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	2.4722	0.2611
鋼橋架設工事	4760.3	—	5819.2	5307.1	5271.4	5307.1	4867.7	—	-0.3793	-0.3796	-0.3801	-0.3796	-0.3791	8.9850	0.2036
PC橋工事	1238.0	—	—	1436.8	1399.1	1399.1	1351.0	—	—	-0.2907	-0.2895	-0.2895	-0.2921	0.5348	0.3394
橋梁保全工事	3393.5	—	—	3979.5	3855.9	4318.8	3764.5	—	—	-0.3485	-0.3470	-0.3483	-0.3504	1.6260	0.2838
舗装工事	923.0	1754.5	1331.5	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	-0.3002	-0.2837	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	0.7817	0.3147
共同溝等工事 (1)	213.2	—	—	247.5	241.0	241.0	232.8	—	—	-0.1480	-0.1468	-0.1468	-0.1496	0.4678	0.3598
共同溝等工事 (2)	314.1	—	—	363.9	354.7	354.7	341.7	—	—	-0.1852	-0.1843	-0.1843	-0.1865	0.0142	0.5399
トンネル工事	1070.6	—	—	1331.2	1253.2	1253.2	1306.0	—	—	-0.2685	-0.2652	-0.2652	-0.2726	0.1118	0.4194
砂防・地すべり 等工事	275.1	—	—	288.4	295.3	295.3	254.5	—	—	-0.1738	-0.1767	-0.1767	-0.1700	0.1422	0.4132
道路維持工事	303.5	362.0	363.4	333.4	333.6	363.7	302.7	-0.1588	-0.1628	-0.1634	-0.1643	-0.1636	-0.1623	1.6840	0.2898
河川維持工事	635.1	—	—	697.2	697.9	697.9	633.0	—	—	-0.2391	-0.2399	-0.2399	-0.2381	8.0310	0.2114
下水道工事(1)	103.2	—	133.3	119.9	116.7	116.7	112.6	—	-0.0975	-0.0966	-0.0954	-0.0954	-0.0981	0.5192	0.3472
下水道工事(2)	282.4	—	333.1	306.7	308.7	308.7	276.7	—	-0.1770	-0.1781	-0.1796	-0.1796	-0.1763	1.1316	0.3060
下水道工事(3)	366.6	—	—	422.5	412.8	412.8	395.6	—	—	-0.1916	-0.1904	-0.1904	-0.1932	2.7078	0.2589
下水道工事(4)	186.2	—	225.2	206.0	205.4	205.4	188.0	—	-0.1404	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	0.6805	0.3202
公園工事	643.6	—	—	715.1	711.5	711.5	654.3	—	—	-0.2229	-0.2232	-0.2232	-0.2225	13.5714	0.1739
コンクリートダ ム工事	115.6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.3392	0.3621
フィリダム工事	91.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.1633	0.3963
電線共同溝工事	266.2	323.7	320.4	293.4	293.1	320.0	267.2	-0.1540	-0.1510	-0.1518	-0.1529	-0.1520	-0.1504	0.0035	0.6165
情報ボックス工 事	1338.5	—	—	1523.7	1498.7	1498.7	1413.4	-0.2880	—	-0.2881	-0.2881	-0.2881	-0.2881	3.6607	0.2249

(2) 令和2年2月13日付け事務連絡「「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法についての運用」について」

事 務 連 絡
令和 2 年 2 月 13 日

各 地 方 整 備 局 技 術 調 整 管 理 官
北 海 道 開 発 局 技 術 管 理 企 画 官
沖 縄 総 合 事 務 局 技 術 企 画 官 } あて

大臣官房技術調査課事業評価・保全企画官

「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法についての運用」について

工期延長等に伴う増加費用の計上については、「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について」（令和2年2月13日付け国官技第364号）（以下「本通知」という）が通知されたところであるが、本通知の運用にあたっては、下記のとおり取扱うこととするので、遺漏なきよう留意願います。

記

1. 工事請負契約書第19条に基づく直接工事費の変更により、設計図書の変更を伴う工期の延長を行う工事については、本通知の対象外である。
2. 本通知における別紙の12.（1）2）i）ロ①の「ただし、必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があり、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用」とは、迅速な工事再開に向けて必要と認められる現場の状態監視や現場の保安等の実作業に係る費用を指す。

第11章 施工箇所が点在する工事の積算

1. 施工箇所が点在する工事の積算方法について……………	I - 1	1 - 1
------------------------------	-------	-------

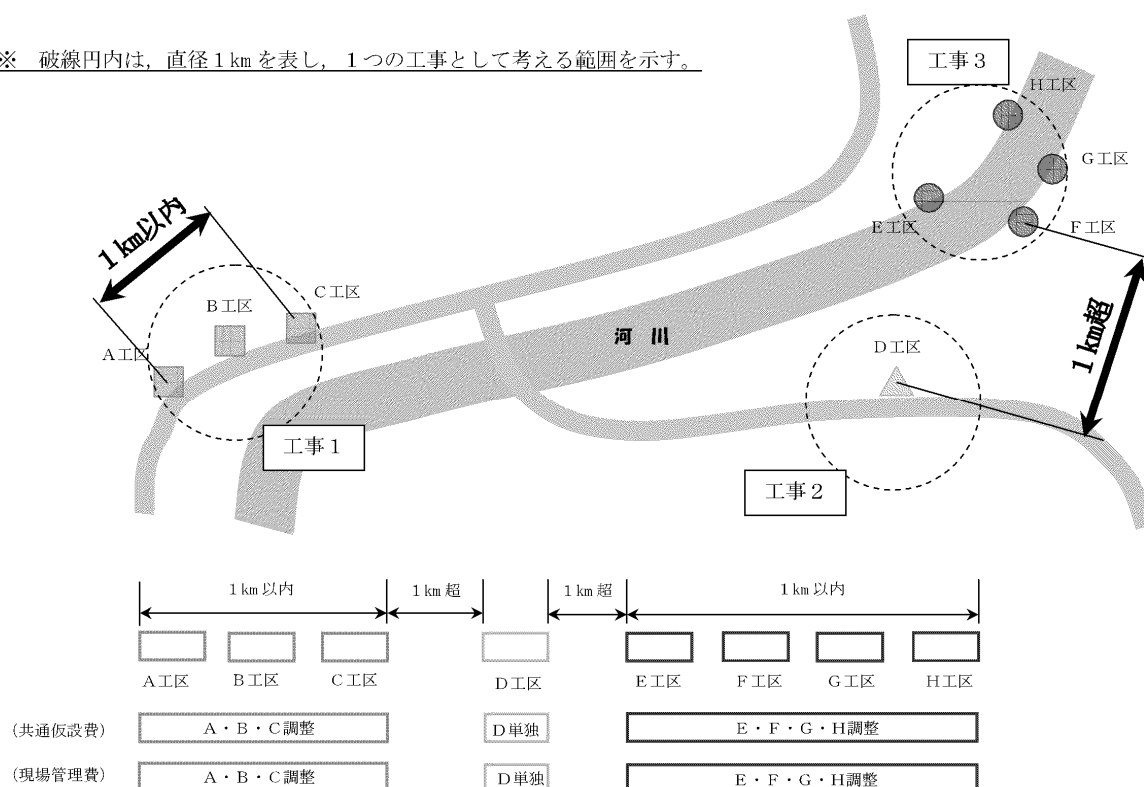
第11章 施工箇所が点在する工事の積算

1. 施工箇所が点在する工事の積算について

- (1) 「土木工事標準積算基準書（共通編） 第Ⅰ編 第11章」及び「土木工事標準積算基準書（電気通信編・機械編）第Ⅸ編 第1章」による「施工箇所が点在する工事の積算」の適用については、施行決定起案前に監理検査課を通じて契約課と事前協議を行ったうえで判断する。
- (2) 適用対象の判断については、土木工事標準積算基準書と以下の「発注工事イメージ」等を参照の上で判断する。

< 施工箇所が点在する工事の積算（イメージ①） >

※ 破線円内は、直径1kmを表し、1つの工事として考える範囲を示す。



※一般管理費等の積算については、施工箇所毎に分けない積算と同様とする。

- (3) 施工箇所が点在する工事については、金抜き設計書では単価地区が非表示となるため箇所図から単価地区を判定する。

第14章 そ の 他

1. 植栽工事における割増積算	I - 1 4 - 1
2. 労務単価関係	I - 1 4 - 4
3. 材料単価関係	I - 1 4 - 1 0
別紙 京都市土木積算システム設計単価における地域割 及び掲載都市の取扱いについて	I - 1 4 - 1 4
資材地区別単価地域割図	I - 1 4 - 1 6
4. 工期の算定	I - 1 4 - 2 1
5. 設計変更における材料、労務単価等の取扱いについて	I - 1 4 - 2 3
6. 建設副産物の処分に係る費用の積算等について	I - 1 4 - 2 4
7. 再生資材の使用について	I - 1 4 - 3 0
8. 業務委託料の計上について	I - 1 4 - 3 1
9. 標準歩掛等が適用できない場合の歩掛の決定方法等について	I - 1 4 - 3 2
10. 土木みどり事務所の「（単価契約）公共土木施設補修等工事及び業務委託」 における独自運用について	I - 1 4 - 3 3
11. LED照明灯具等に係る間接費の取扱について	I - 1 4 - 3 4
12. 工事費の積算における電力量料金単価について	I - 1 4 - 3 5

第14章 そ の 他

1. 植栽工事における割増積算

(1) 「植栽工事における割増積算について」（準拠する旧建設省通達）

建設省会発第532号

昭和56年6月1日

京 都 市 長 殿

建設大臣官房会計課長

植栽工事における割増積算について

植栽工事完了後の新植樹木等の枯損については、公共工事標準請負契約約款第37条（かし担保）又は設計図書の定めにより請負者が新植樹木等の植替えを行うものとしているが、新植樹木等の枯損は、通常の技術を持ってしても不可避の場合がある。このため、建設省所管補助事業（建設省住宅局において主管する補助金等に係るもの（営繕工事）を除く。）に係る植栽工事については、下記により植栽費に一定の割増率を乗じた費用（以下「植栽割増」という。）を積算し、植替え工事の円滑を期すこととしたので遺憾のないよう措置されたく通知する。

なお、都道府県においては、貴管関係市町村（指定市を除く）にも周知されるようお願いする。

記

1. 対象とする工事

植栽割増の対象とする工事は、樹木又は地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、笹類等の永年性植物）（以下「樹木等」という。）に係る植栽工事（他の工事に植栽工事を含める場合を含む。）で、設計図書により枯損樹木等の植替えが義務付けされているものとする。

ただし、移植工事（植物材料の支給による工事を含む。）及び根廻工事については、植栽割増の対象から除くものとする。

2. 積算方法

植栽割増の積算は、植栽に係る単価の設定に当って、植栽材料（樹木、芝生等の地被植物、支柱、土壤改良剤、目土、雑品等）の材料費及び労務費（床堀、植付、小運搬、支柱立込み、敷均し、目土散布等に要する労務費）について0.5%の割増を見込むものとし、当該単価で積算するものとする。

3. 植替えの対象とする樹木等

植栽割増を見込んだ樹木等が工事完成引渡し後1年以内に、植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上になった場合又は通直な主幹を持つ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含む。）となった場合には、請負者は当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。

附 則 この通知は、昭和56年7月1日以降の契約について適用する。

(2) 「植栽工事における割増積算について」の運用（準拠する旧建設省事務連絡）

事務連絡
昭和56年7月28日

京都市建設局
建設管理課長 殿

建設大臣官房会計課長

植栽工事における割増について

標記については、先般建設大臣官房技術参事官より通知のあった所ですが、近畿地方建設局別紙のとおり運用することとしたので、参考を送付します。

（別紙）

- 1 植栽割増の対象となる工事は、次のとおりとする。
 - (1) 植樹工事
 - (2) 地被植物に係る植栽工事〔芝類（人工芝は除く）、笹類、じゃのひげ等の植栽、芝付工等の法面緑化工事。ただし、種子吹付工は除く。〕
 - (3) 上記(1)～(2)の工事は、他の工事に含めて発注される場合も含む。
 - (4) 上記(1)～(2)に係る工事であっても、移植工事、根廻工事、樹木等を支給する工事及び樹木等の発生材料を使用する工事等植物材料の購入を伴わない工事は、割増の対象とはしない。
 - (5) 土木営繕工事及び道路維持作業単価契約に係るものは割増の対象としない。
- 2 植栽割増の積算対象品目等は、次のとおりとする。
 - (1) 材料費
当該植栽工事を施工するのに直接必要な材料の費用とし、具体的には次の例による。
（例）
樹木、地被植物〔芝類（人工芝は除く）、笹類、じゃのひげ等〕、支柱材料、土壌改良剤、肥料、目土、幹巻き材料、敷わら材料、目ぐし、雑品等とする。
なお、芝付工における表土、客土、樹木等以外の支給材（評価額）、発生材は対象外とする。
 - (2) 労務費
当該工事を施工するのに直接必要な労務費とする。
 - (3) 機械経費
当該工事を施工するのに直接必要な機械の使用に要する経費とする。
なお、無償貸付機械がある場合、無償貸付機械の損料は対象とするが、評価額は対象外とする。
- 3 植栽割増を行った場合、特記仕様書には次の例により必要事項を記載するものとする。
（例：省略）
- 4 干害、塩害、風水害等による枯損の扱い
干害、塩害、風水害等に起因するものであっても立ち枯れの状態のものについては植替の対象とするが、流失、折損、倒木による枯損は植替の対象とならない。
- 5 地被類の枯れの判断について
地被類は樹木と異なり、施工状況によって枯が異なり、その判断は一律にはいかない。
したがって、地被類の枯れの判断は、当該地被類が当該工事の目的に合致しているかどうかを発注者が判断して行うものとする。
- 6 工事請負契約書第36条によるかし担保と設計図書で定める植栽義務（枯補償）の関係について
植栽割増による植替義務は、通常の技術をもって施工しても不可避免的なかし以外の原因による枯損の復元費を植栽割増として扱っているものであり、請負者のかしの救済するものではない。
したがって、例えば、かし担保期間が○年間である場合、植栽割増による植替義務は1年で消滅するが、かし担保は○年間継続することとなる。

7 工事完成後（引渡し後）における管理義務について

工事完成後引渡しを受けた後は、その所有者である発注者に善管義務がある。従って、善管義務の範囲で発注者が管理を行うことになるが、請負者の自主努力による枯損防止のための維持管理は従来どおりである。

8 植栽割増による植替えの請負者への通知等は別記様式により行うものとする。
（別記様式：省略）

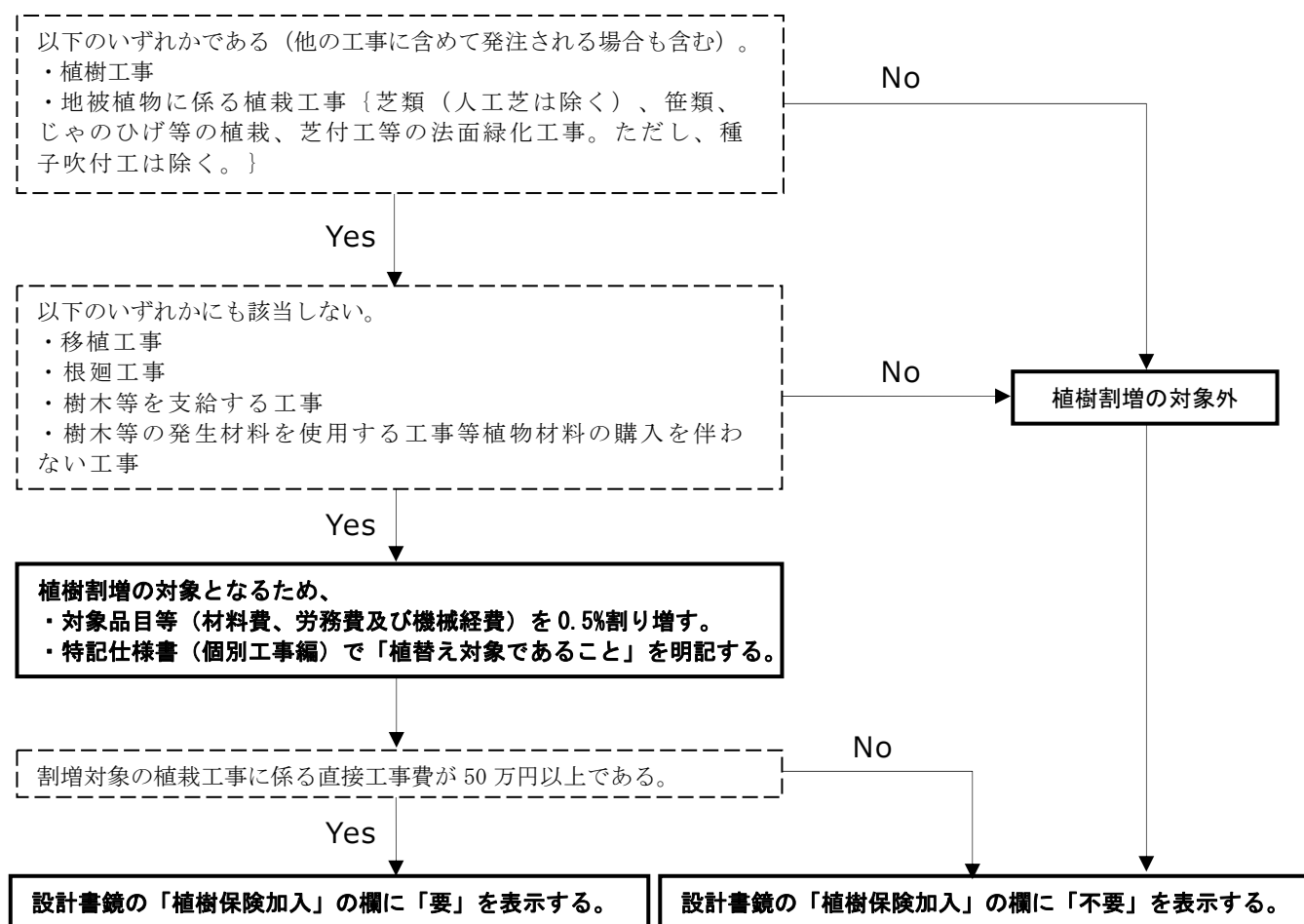
9 植栽割増による積算については、通達本文どおり割増対象品目等に対して0.5%の割増を行うものとし、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
なお、電算処理については、別途通知する施工単価表により実施するものとする。

10 この運用は、昭和56年8月1日以降に現場説明を行う工事から適用する。

(3) その他の運用

割増対象の植栽工事に係る直接工事費が50万円以上の工事においては、設計書の鏡に表示される「樹木保険加入」適用欄を「要」と表示するものとし、現場説明時にも植樹保険に付すよう重ねて指導するものとする。（積算システム上では樹木保険と表示されるが植樹保険と読み替えて運用する）

(4) 「植栽工事における割増積算について」の運用フロー図＜参考＞



2. 労務単価関係

(1) 設計労務単価の取扱いについて

1) 適用期間

年度を2回に別けて決定する。

- ・ 当初単価 : 適用期間は、8月11日～2月10日まで
- ・ 2月単価 : 適用期間は、2月11日～翌年度当初単価適用まで

なお、材料単価の運用に合わせて年度内2回としているが、国土交通省が毎年行う公共工事労務費調査等の結果に従って年1回改正することを基本としており、この間に賃金が大きく変動した場合、適宜対応するものである。

2) 基準額の定義

- イ) 基準額の構成は、基本給、諸手当、賞与、臨時給与等である。
- ロ) 基準額は、昼間における労働時間8時間に対する賃金である。
- ハ) 時間外手当等を算出する場合、基準額から賞与等を差し引いた賃金額（基本給）が割増の対象となり、賃金額と基準額との比が基本給構成比（％）である。

3) 夜間工事の割増例

- イ) 24時間2交替制を計画する場合の例について、「(2) 計算例1」に示す。
- ロ) 施工時間を21時から6時とする場合の例について、「(3) 計算例2」に示す。

※ 時間的制約を受ける公共土木工事の積算については、土木工事標準積算基準書第Ⅰ編総則第8章（共通編Ⅰ－8－①、参考資料Ⅰ－8－1）による。

4) 時間外等割増の計算方法

イ) 割増賃金（円／時間）

- ① 時間外割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.25$
- ② 深夜割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 0.25$
- ③ 深夜時間外割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.50$
- ④ 休日割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.35$
- ⑤ 休日深夜割増し $= 1/8 \times (\text{基準額}) \times (\text{構成比}) \times 1.60$

（注1）構成比（ α ）とは、基準額に占める「基本給部分＋割増の対象となる手当合計」の割合であり、割増賃金対象比ともいう。

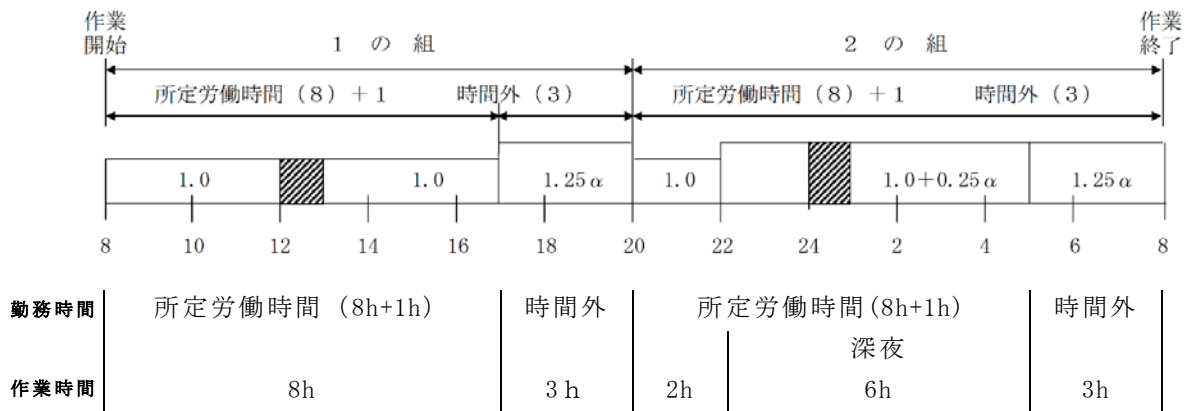
（注2）割増後の労務単価は小数第1位を四捨五入し1円単位とする。

- 5) 災害復旧などやむを得ず法定休日に作業が必要となった場合は、監理検査課と調整すること。

(2) 計算例 1：構成比を要する計算例（共通編Ⅰ－2－①－3 [例－2] のケース）

1) 前提条件：24時間2交替制

（1組当たりの作業時間＝8時間＋時間外3時間＝11時間）



2) 労務費調整係数

$$\text{労務費調整係数} = (8 \times 1 + 3 \times 1.25 + 2 \times 1 + 6 \times 1.25 + 3 \times 1.25) \div (8 + 3 + 2 + 6 + 3) \\ = 1.136 \text{ (小数点以下第4位を四捨五入)}$$

3) 労務単価の調整計算例（交通誘導警備員Bの場合）

労務単価（令和8年3月単価（京都単価））

労務単価＝15,000円（ただし、所定労働時間内8時間当たり）

構成比 α ＝0.907

超過時間1＝所定時間外の超過労働時間(1)＝(3+3)÷2＝3.0

超過時間2＝所定時間の内20～6時に係る労働時間(2)＝0

※ 超過時間2は、共通編Ⅰ－2－①－3 [例－3] のように、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8h～17h）をはずして作業を計画する場合に割増しを加算する時間であるため、24時間2交替制の場合は0になる。

$$\begin{aligned} \text{補正後労務単価} &= \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \times \text{労務調整係数} + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{労務構成比}) \times (1 + (0.5 \div 8) \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\ &= 15,000 \times 0.907 \times 1.136 + (15,000 - 15,000 \times 0.907) \times (1 + 0.0625 \times 0) \\ &\quad \times 8 \div (8 + 3) \\ &= 16,469.8254 \dots \\ &= 16,469.825 \text{ (小数4位四捨五入の小数3位止め)} \end{aligned}$$

労務単価端数処理

$$\begin{aligned} &= 16,469.825 \\ &= 16,470 \text{ (小数点以下四捨五入の整数止め)} \end{aligned}$$

共通編Ⅰ－2－①－4「5. 諸雑費及び端数処理」

$$\begin{aligned} &= 16,470 + 0 \text{ (諸雑費(まるめ))} \\ &= 16,470 \end{aligned}$$

作業時間11時間当たりへと換算し数量を割り増すため別途「11/8」を乗じる必要あり

$$\begin{aligned}
\text{数量割増後の労務単価} &= \text{補正後労務単価} \times 11 / 8 \\
&= 16,470 \times 1.375 \\
&= 22,646.25 \\
&= \underline{\underline{22,650}} \text{（有効数字 4 桁。5 桁目以降切上げ）}
\end{aligned}$$

4) 労務単価の調整計算例（普通作業員の場合）

労務単価（令和 8 年 3 月単価（京都単価））

労務単価 = 24,400円（ただし、所定労働時間内8時間当たり）

構成比 $\alpha = 0.842$

超過時間1 = 所定労働時間帯以外の時間 = $(3+3) / 2 = 3.0$

超過時間2 = 所定時間の内20～6時に係る労働時間(2) = 0

※ 超過時間2は、共通編 I - 2 - ① - 3 [例 - 3] のように、やむを得ず通常勤務すべき時間帯（8 h ～ 17 h）をはずして作業を計画する場合に割増しを加算する時間であるため、24時間2交替制の場合は0になる。

$$\begin{aligned}
\text{補正後労務単価} &= \text{労務単価} \times \text{労務構成比} \times \text{労務調整係数} + (\text{労務単価} - \text{労務単価} \times \text{労務構成比}) \times (1 + (0.5 \div 8) \times \text{超過時間2}) \times 8 \div (8 + \text{超過時間1}) \\
&= 24,400 \times 0.842 \times 1.136 + (24,400 - 24,400 \times 0.842) \times (1 + 0.0625 \times 0) \\
&\quad \times 8 \div (8 + 3) \\
&= 26,142.6746 \dots \\
&= \underline{\underline{26,142.675}} \text{（小数 4 位四捨五入の小数 3 位止め）}
\end{aligned}$$

労務単価端数処理

$$\begin{aligned}
&= 26,142.675 \\
&= \underline{\underline{26,143}} \text{（小数点以下四捨五入の整数止め）}
\end{aligned}$$

5) 土木積算システムにおける労務費補正操作例 1（交通誘導警備員 B の場合）

積算体系ツリーから選択した細別「交通誘導警備員」については、以下のとおり操作を行う。

- イ) 設計内訳書内において、補正対象となる労務費でマウスを右クリックして「属性変更（計算条件）」を選択し、開いたウィンドウ内において、「労務費調整係数」に補正係数を入力し、「規制」を「0，空白：労務調整係数・超過時間の指定による割増し」とすることで、下位の構成要素の区分に関わらず、労務単価（Rコードで計上されているものに限る）のみを補正する（下図参照）。

また、24時間2交代制の場合においては上記計算で求めた「所定時間外の超過時間(1)」及び「所定時間の内20～6時に係る労働時間(2)」の補正係数を入力する。（下図参照）

この操作により前項3)の「補正後労務単価」までの補正が反映される。

- ロ) 細別の 1 次単価表において、交通誘導警備員 B の単位が「人日」であることから補正対象となる労務費の数量（下図の○部）にカーソルを合わせてマウスをクリックし、作業時間11時間当たりへと換算する。別途「11/8（1.375）小数4位四捨五入の小数3位止め」を入力する。

1次単価		2次単価						
交通誘導警備員			人日当り					
		1						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	管理費/単価補正
0001	交通誘導警備員B		人日	1.375	16,470	22,646.25		0
0002	WB010212 単価/合計		人日	1	22,650	22,646.25		

1次単価		2次単価						
交通誘導警備員B			人日当り					
WB010212			1					
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	管理費/単価補正
0001	交通誘導警備員B							0
	R0804		人	1	16,470	16,470		
0002	諸雑費(まるめ)							0
	ZS3000004		式	1		0		
0003	単価/合計							
			人日	1	16,470	16,470		

6) 土木積算システムにおける労務費補正操作例2（普通作業員等の場合）

通常、積算体系ツリーから選択した細別が「交通誘導警備員」以外の場合においては、以下のとおり操作を行う。

《積算基準におけるコードがCB及びWBの場合 ただし、市場単価及び土木工事標準単価は除く》

前ページの「5) 土木積算システムにおける労務費補正操作例1（交通誘導警備員Bの場合）」と同様に操作する。ただし、数量の割増による補正は除く。

7) 交通誘導警備員の配置時間に関する設計図書上の条件明示例

24時間2交替制等により配置する場合は、特記仕様書において以下の下線部のように必要な条件（各組の配置時間等）を明示するとともに、必要に応じ設計内訳書にも特記仕様書（個別工事編）と関連付けた条件を明示すること。

なお、交替要員を配置する場合は、配置する場所や人数、休憩時間の振分け等を適切に計画したうえで必要となる交替要員の人数を設定すること。

イ) 前述の「(2) 計算例1」の場合、かつ、交替要員無しの場合

配置場所	交通誘導警備員 (1日当りの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
〇〇工区	昼間 (8:00～20:00) 2人 夜間 (20:00～8:00) 2人	交通誘導警備員B 2人	<u>24時間</u>	無し

ロ) 前述の「(2) 計算例1」の場合、かつ、交替要員有りの場合

配置場所	交通誘導警備員 (1日当りの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
〇〇工区	昼間 (8:00～20:00) 3人 (交替要員1名含む) 夜間 (20:00～8:00) 3人 (交替要員1名含む)	交通誘導警備員B 2人	<u>24時間</u>	有り

(3) 計算例 2：構成比を要しない計算例

1) 前提条件：施工時間を21時から6時とする場合

2) 労務費調整係数

土木工事標準積算基準書（共通編）Ⅰ－2－①－2の「3（3）3）（ロ）」における、「現場条件により所定労働時間（実働時間8h＋休息时间1h）内で20h～6hにかかる時間帯」に該当するため、基準額に1.5を乗ずる。

3) 労務単価の調整計算式

$$\text{計上労務単価} = P \times 1.5$$

ただし、P＝基準額（公共工事設計労務単価、京都市土木積算システム設計単価等の単価）

4) 労務単価の調整計算例（交通誘導警備員Bの場合）

労務単価（令和8年3月単価（京都単価））

基準額 P＝15,000円（所定労働時間内8時間当たり）

$$\text{補正後労務単価} = P \times 1.5$$

$$= 15,000 \times 1.5$$

$$= 22,500\text{円}$$

5) 労務単価の調整計算例（普通作業員の場合）

労務単価（令和8年3月単価（京都単価））

基準額 P＝24,400円（所定労働時間内8時間当たり）

$$\text{補正後労務単価} = P \times 1.5$$

$$= 24,400 \times 1.5$$

$$= 36,600\text{円}$$

6) 土木積算システムにおける労務費補正操作例

設計内訳書内で補正対象となる細別（レベル4）や種別（レベル3）等でマウスを右クリックして「属性変更（計算条件）」を選択し、開いたウィンドウ内（下図参照）において、「労務費調整係数」に1.500を入力し、「規制」を「1：基準日額一括割増し」とすることで、下位の単価表等の構成を問わず労務単価（Rコードで計上されているものに限る）のみを1.5倍に補正することができる。

なお、「市場単価」及び「土木工事標準単価」については、（当該ウィンドウにおける設定の有無に関わらず）それぞれの施工歩掛の条件入力において夜間作業に関する条件を選択しなければ夜間補正は適用されない。

属性変更 (工種体系・設計内訳書・計算条件)

道路維持/仮設工/交通管理工/交通誘導警備員

計算状態 未計算

労務費調整係数

労務費調整係数(B) 1.500

所定時間外の超過時間(1) 0.0 所定時間の内20～6時にかかる労働時間(2) 0.0

規制(K) 1:基準日額一括割増し

適用年月

歩掛適用年月(B) []月 []年

単価使用年月(U) []月 []年 (特)

単価地区(P) 2601: I 地区

その他

索雪割増率(G) 0:割増無し

潮間割増率(L) 0 %

適用する週休2日補正: 補正なし

OK キャンセル ヘルプ

3. 材料単価関係

(1) 京都市土木積算システム設計単価に掲載している材料単価の運用は以下のとおりである。

1) 一般材料単価（A）

・年度を2回に分けて決定し、適用期間を以下のとおりとする。

当初単価：適用期間は8月11日～2月10日まで

2月単価：適用期間は2月11日～8月10日（翌年度当初単価適用まで）

・原則は「建設物価（以下、Web建設物価を含む）」、「積算資料（以下、積算資料電子版を含む）」、「土木コスト情報」及び「土木施工単価」（全てを含め、本書において以下「物価資料」という。）から単価を設定するものとし、下表の号に掲載されている単価を採用する。

策定期	掲載誌 〔建設物価 積算資料〕	掲載誌 〔土木コスト情報 土木施工単価〕
当初単価 (8月単価)	7月号	夏号
2月単価	1月号	冬号

・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、上表の建設物価及び積算資料に準じる。

2) 主要資材単価（B）

・鋼材、生コンクリート、アスファルト合材、軽油等の単価については、毎月単価として決定し、適用期間を当月11日から翌月10日までとする。

・原則は物価資料から単価を設定するものとし、単価使用年月と同月号に掲載されている単価を採用する。

・国土交通省近畿地方整備局が毎月公表する「土木工事設計材料単価表」の単価を採用する場合の年月の取扱いについては、物価資料に準じ、単価使用年月と同月に公表された単価を採用する。

3) 掲載都市の取扱い

物価資料及び土木工事設計材料単価表の単価を採用する際の掲載都市の取扱いについては、**別紙**「京都市土木積算システム設計単価等における地域割及び掲載都市の取扱いについて」のとおりとする。

4) Zコードの単価構成について

Zコードで設定している資材単価については、すべて現場着単価とする。

(2) (1)以外の材料単価は、原則として以下のとおりとする。

1) 物価資料による

単価使用年月と同月号の物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」については、単価使用年月時点の最新号）に掲載されている単価を採用するものとする。

また、物価資料の単価を採用する際の掲載都市の取扱いについては、**別紙**「京都市土木積算システム設計単価等における地域割及び掲載都市の取扱いについて」のとおりとする。

2) 国土交通省 土木工事標準積算基準書（各編）による。

3) 国土交通省等から通知される以下による。

- ・土木工事標準積算基準書（積算資料）（近畿地方整備局）
- ・土木工事標準歩掛参考資料（国土交通省）
- ・設計材料単価（再生資材受入価格）（近畿地方整備局）

処分費（アスファルト塊及びコンクリート塊等）については、以下の期間で適用とする。
ただし、建設発生土の処分費を除く。

①年度上半期の設計材料単価（再生資材受入価格）適用期間

8月11日～2月10日まで

②年度下半期の設計材料単価（再生資材受入価格）適用期間

2月11日～8月10日（翌年度上半期の設計材料単価（再生資材受入価格）適用まで）

4) 特別調査による

・「土木工事標準積算基準書第Ⅰ編第2章①-1. 3」に示すもののほか、ゴム支承の単価については、物価資料に単価の掲載がない場合は特別調査によるものとする。

5) 見積りによる

見積りにより単価を決定する場合は、次によるものとする。ただし、見積徴収した資材の決定単価と物価資料に掲載されている類似品の単価に明らかな乖離がある場合は、再度、見積徴収する等、決定単価の確認を行うこと。

ア) 見積りを徴収する場合は、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の条件を揭示し見積り依頼を行う。

イ) 見積りは、原則として3社以上から徴収する。

また、決定方法は異常値を除いた価格の平均価格とする。3社以上とは、異常値の見積りを含まないものとする。

異常値については、以下を参考に適切に判断するものとする。

（参考）異常値について

例えば、3社の平均値と比較して、概ね±30%の範囲を外れる価格となる見積りは異常値と考える。

例 A社（75,000円）、B社（69,000円）、C社（36,000円）の判定

① A社・B社・C社の平均とそれぞれの価格を比較

$(75,000 + 69,000 + 36,000) \div 3 = 60,000 \Rightarrow 42,000 \sim 78,000$ の範囲外は異常値

∴ A社（75,000円）は正常値

∴ B社（69,000円）は正常値

∴ C社（36,000円）は異常値

A、B、C社の見積りを判定すると、C社は異常値となり、正常値は2社（3社未満）となるため、もう1社（D社）から見積りを徴収し、A、B、C、D社で比較を行う。

再度、A、B、C、D社で異常値がないか検討し、正常値が3社以上確保できるまでこの判定を続ける。

ウ) 平均処理後の価格の有効桁については、平均価格を見積りのうちで大きいものの有効桁を決定額の有効桁とし、表示単位以下は切捨てとする（例：有効桁が3桁の場合は、4桁目以下を切捨て）。ただし、大きいものの有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁を3桁とする。

エ) 設計書の単価使用年月は、見積りの有効期限内とすること。

単価使用年月が見積りの有効期限外となる場合は、再度見積りを徴収すること。

6) 物価資料における「公表価格」について

ア) 物価資料の公表価格は、割引を行い適用するものとする。

- イ) 割引率（額）の表示があるものについては割引率（額）を採用し、単位は物価資料の表示単位とし、表示単位以下は切り捨てるものとする。
- ロ) 割引率（額）表示のないものについては、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編第2章①1（2）3）」に基づき、見積り又は特別調査により単価を設定する。
- エ) 表示方法が、公表価格と実勢価格になっている場合は、実勢価格を採用し、両方が公表価格の場合は、「土木工事標準積算基準書（共通編）第Ⅰ編第2章①1（2）3）」に基づき、見積り又は特別調査により単価を設定する。

7) 類似資材の単価決定について

やむを得ず物価資料に掲載されている類似資材の単価を決定する場合は、次の方法によるものとする。

$$[\text{類似品の設計価格}] = [\text{類似品のメーカー等単価}] \times \frac{[\text{物価資料の価格}]}{[\text{物価資料と同規格のメーカー等価格}]}$$

(3) 物価資料掲載単価の平均処理及び端数処理について

1) 表示単位について

- イ) 物価資料の平均値を使用する場合は、次のとおり端数調整を行う。
- ・「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載されている土木工事標準単価については小数点第1位四捨五入とする。
 - ・「土木コスト情報」及び「土木施工単価」に掲載されている土木工事市場単価については、両誌の掲載単価の有効桁を比較し、大きい方の有効桁を決定額の有効桁とし、有効桁以下は切捨てとする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満の時は、決定額の有効桁は3桁とし、有効桁以下は切捨てとする。
 - ・その他資材については有効桁未満を切捨てとする。なお、有効桁の取扱いについては、以下ハ)及びロ)によるものとする。
- ロ) 一方の資料にしか掲載のない場合は、端数調整は行わない。
- ハ) 単価の有効桁については、建設物価及び積算資料は掲載単価の有効桁を比較し、大きい方の有効桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。
- ニ) 建設物価及び積算資料に掲載されている単位を変換して使用する場合は、2つの物価資料をそれぞれ単位換算（小数第3位を切捨て）した後の平均値とする。決定額の有効桁は、単位換算前の有効桁にて上記ハ)を適用し判定する。

物価資料の表示単位の決め方の例

建設物価	積算資料	平均処理	決定単価	有効桁	適用
101,700	103,000	102,350	102,300	4	イ)、ハ)
10,504	11,413	10,958.5	10,958	5	イ)、ハ)
68	67	67.5	67.5	3	イ)、ハ)
—	175.7	175.7	175.7	4	ロ)
91（京都）	90（近畿）	—	91	—	別紙1(2)

管1本（5.5m） 1mに単位を変換する場合

建設物価	単位変換	積算資料	単位変換	平均処理	決定単価	有効桁	適用
1,820	330.909・・・ →330.90	2,080	378.181・・・ →378.18	354.54	354	3	ニ)、ハ)

2) 大口・小口価格の扱いについて

特に明示のない場合以外、原則として大口価格を採用するものとする。

京都市土木積算システム設計単価等における地域割及び掲載都市の取扱いについて

1 地域割について

単価の設定に当たり、京都市域をⅠ地区とⅡ地区に区分して運用する。

Ⅰ地区：Ⅱ地区以外の京都市域

Ⅱ地区：下表のとおり

左京区	花脊地区、久多地区及び広河原地区
右京区	京北地区

※（詳細は次ページの「資材地区別単価地域割図」を参照）

2 京都市土木積算システム設計単価における物価資料及び土木工事設計材料単価表（国土交通省近畿地方整備局）の掲載都市について

(1) 物価資料（Ⅰ地区及びⅡ地区）

ア 原則として同品種、同地区のものを比較し、平均価格を採用する。

掲載都市の優先順位は、原則、以下の優先順位に従い、該当すれば採用する。ただし、Ⅱ地区の一部の単価においては、「京都市土木積算システム設計単価」の「第6編 掲載都市の公表」で公表している掲載都市を採用する。

なお、「近畿」及び「全国」単位で掲載される単価については、「大阪」と同列として取り扱うものとする。

ア) 「京都」

イ) 「大阪」

イ 掲載都市が異なる場合は、以下による。

(ア) 一方に「京都」があり、他方が「大阪」等の場合は「京都」を採用する。

(イ) 一方に掲載があり、他方に掲載がない場合は、掲載のある単価を採用する。

(2) 土木工事設計材料単価表（国土交通省近畿地方整備局）

ア 「京都南部」又は「京都市①（左京区（花背・広河原・久多）、右京区（旧京北町）除く）」の単価をⅠ地区に採用する。

イ 「京都北部」又は「京都市②（左京区（花背・広河原・久多）、右京区（旧京北町））」の単価をⅡ地区に採用する。

3 2以外の単価の掲載都市について

(1) 物価資料（「建設物価」及び「積算資料」）（Ⅰ地区）

ア 原則として同品種、同地区のものを比較し、平均価格を採用する。

掲載都市の優先順位は、原則、以下の優先順位に従い、該当すれば採用する。

なお、「近畿」及び「全国」単位で掲載される単価については、「大阪」と同列として取り扱うものとする。

ア) 「京都」

イ) 「大阪」

イ 掲載都市が異なる場合は、以下による。

(ア) 一方に「京都」があり、他方が「大阪」等の場合は「京都」を採用する。

(イ) 一方に掲載があり、他方に掲載がない場合は、掲載のある単価を採用する。

(2) 物価資料（「建設物価」及び「積算資料」）（Ⅱ地区）

ア 原則として同品種、同地区のものを比較し、平均価格を採用する。

掲載都市の優先順位は、原則、以下の優先順位に従い、該当すれば採用する。

なお、「近畿」及び「全国」単位で掲載される単価については、「大阪」と同列として取り扱うものとする。

- ア) 「旧京北町の価格である京都」
- イ) 「福知山」
- ウ) 「京都（旧京北町が除かれていない京都）」
- エ) 「大阪」

イ 掲載都市が異なる場合は、以下による。

- (ア) 一方に「旧京北町の価格である京都」があり、他方が「福知山」等の場合は「旧京北町の価格である京都」を採用する。
- (イ) 一方に「福知山」があり、他方が「京都（旧京北町が除かれていない京都）」等の場合は「福知山」を採用する。
- (ウ) 一方に「京都（旧京北町が除かれていない京都）」があり、他方が「大阪」等の場合は「京都（旧京北町が除かれていない京都）」を採用する。
- (エ) 一方に掲載があり、他方に掲載がない場合は、掲載のある単価を採用する。

(3) 物価資料（「土木コスト情報」及び「土木施工単価」）（Ⅰ地区及びⅡ地区）

ア 原則として同品種、同地区のものを比較し、平均価格を採用する。

掲載都市の優先順位は、原則、以下の優先順位に従い、該当すれば採用する。

なお、「近畿」及び「全国」単位で掲載される単価については、「大阪」と同列として取り扱うものとする。

- ア) 「京都」
- イ) 「大阪」

イ 掲載都市が異なる場合は、以下による。

- (ア) 一方に「京都」があり、他方が「大阪」等の場合は「京都」を採用する。
- (イ) 一方に掲載があり、他方に掲載がない場合は、掲載のある単価を採用する。

管内位置図

II 地区

I 地区

1 : 50,000

凡 例												
一、本書以《中國圖書分類法》為分類標準，以《中國圖書刊例》為刊例標準。	二、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	三、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	四、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	五、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	六、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	七、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	八、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	九、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十一、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十二、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十三、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。
一、本書以《中國圖書分類法》為分類標準，以《中國圖書刊例》為刊例標準。	二、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	三、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	四、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	五、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	六、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	七、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	八、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	九、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十一、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十二、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。	十三、本書以《中國圖書刊例》為刊例標準。

(4) 夜間単価について

1) 夜間作業

所定労働時間帯（6時～20時）を超えて、時間外及び深夜に至る作業

2) 夜間単価の設定

ア) アスファルト合材

- ・ 夜間工事で使用するアスファルト合材は夜間割増をすること。
- ・ 土木積算システム設計単価に記載のアスファルト合材で、「夜間」の表示がないアスファルト合材は昼間単価である。

夜間単価を設定する場合は、夜間割増（Z301600080 アスファルト合材（夜間割増）、又はZ301600082 再生アスファルト合材（夜間割増））の単価を割り増しし、各種単価として単価登録を行うこと。

- ・ 土木積算システム設計単価に記載のないアスファルト合材（カラーアスファルト舗装等の特殊舗装）については、土木積算システム設計単価で設定している夜間割増の単価を使用しないこと。特殊舗装の夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)-4) 見積りによること。

イ) 生コンクリート

- ・ 夜間工事で使用する生コンクリートは夜間割増をすること。
- ・ 土木積算システム設計単価に記載の生コンクリートはすべて昼間単価であり、夜間割増の単価の設定はしていない。
- ・ 擁壁工等の施工単価の条件選択時に、「生コンクリートの夜間割増の有無」の設問があり、夜間工事の場合は「有」を選択すること。生コンクリート夜間割増額の登録（条件入力）画面が表示されるので、夜間割増額を単価登録すること。
- ・ 生コンクリートの夜間割増の単価は、(2)-3) 特別調査、又は(2)-4) 見積りによること。

ウ) その他の資材

- ・ その他の資材で、夜間出荷の単価を考慮する必要がある場合は夜間単価を使用すること。

(5) その他

1) 設計単価について

材料の設計単価は、「消費税を含まない単価」を用いる。

2) 同一工事の1資材に複数の規格がある場合について

土木工事標準積算基準書第Ⅰ編総則第2章に記載する本項目については次の例を参考とすること。

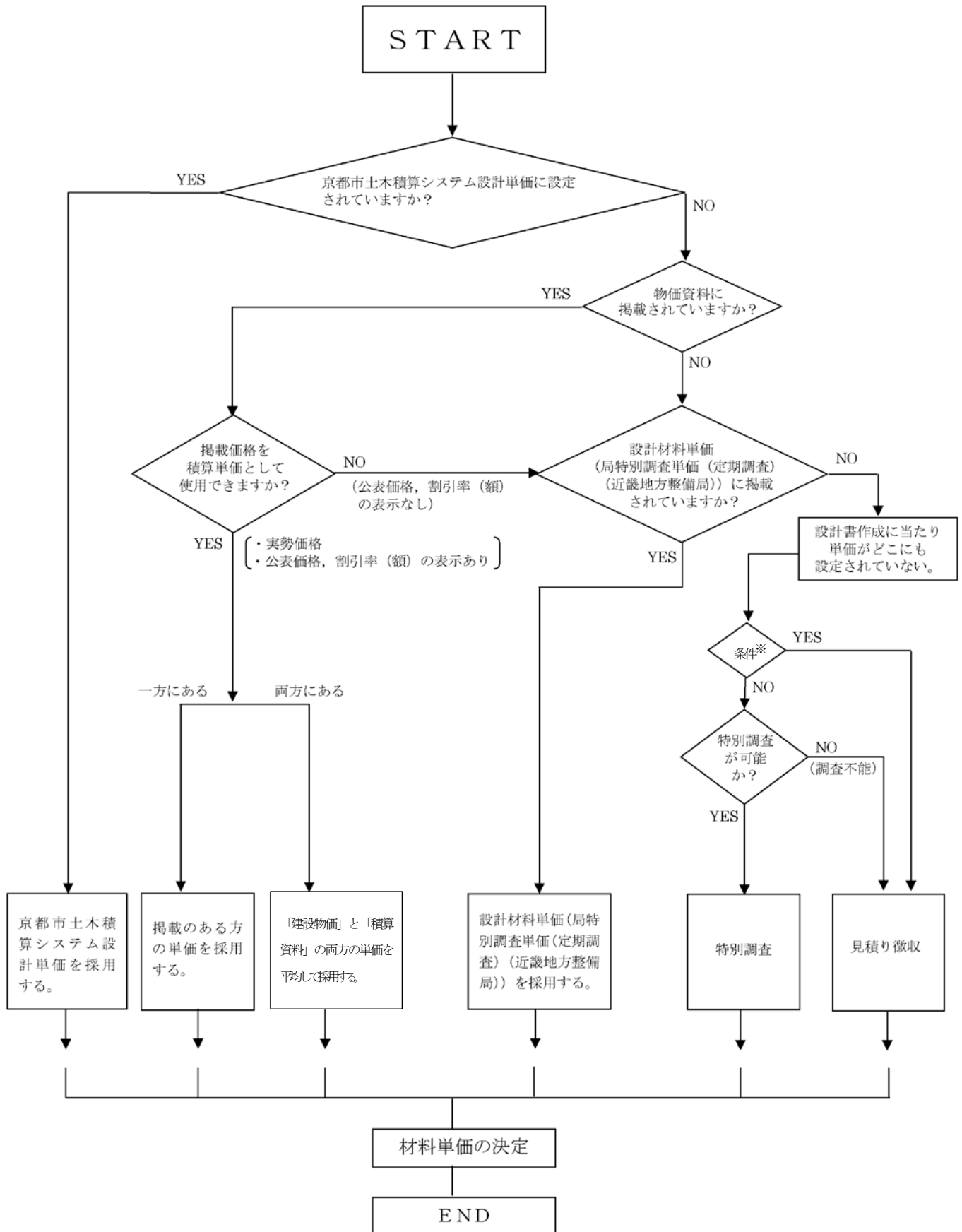
例) ボックスカルバート（1,700×1,500×2,000）とボックスカルバート（1,700×1,500×2,200）を計上する場合に、両資材の調達価格（材料価格×使用数量）の合計額が1,000万円以上の場合は特別調査の対象とする。

3) 施工パッケージ基準代表単価（東京単価）について

東京単価については、国土交通省国土技術政策総合研究所（国総研）が公表している「代表材料規格の基準単価作成方法について」を準用するものとする。

(参 考)

材料単価を決定する流れを以下に示す。



※「条件」とは、1工事において調達価格(材料単価×使用数量)が1,000万円未満の場合、かつ1資材の材料単価が100万円未満であるか。

4) 火薬類の積算

ア) 火薬庫等の設置

火薬類の取扱いは、火薬類取締法及び同法施行規則等（以下「法」という）に定められており、火薬庫等の設置については、1日の火薬類の消費見込み量により次のとおりである。

	1日の火薬類の消費見込み量		
	$a \leq 25\text{kg}$	$25\text{kg} < a \leq 250\text{kg}$	$250\text{kg} < a$
火薬庫 法 11 条	—	—	○(注)
取締所 (規則 52 条 1 項 11 項)	—	○	○
火工所 (規則 52 条 2)	○	○	○

※○印は「法」に基づき設置が必要

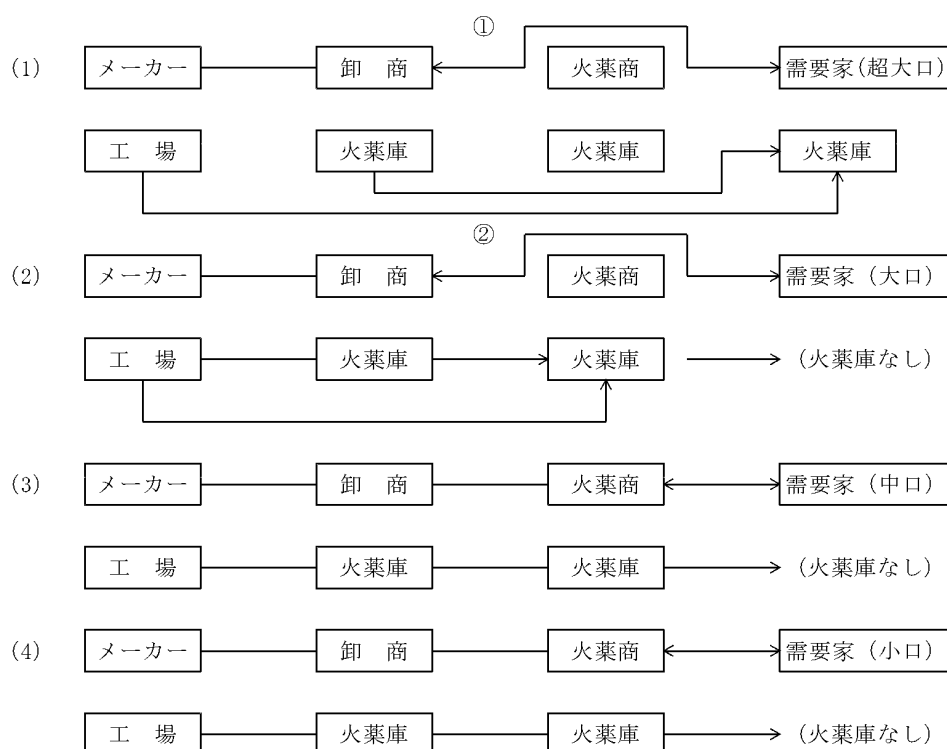
(注) 火薬庫については、公安上等の理由から、現場に火薬庫の設置が困難になってきており、現場に火薬庫を設置せず最寄りの火薬商の火薬庫を借り受けるケースが多くなっている。

イ) 火薬品類の流通経路

産業火薬の流通経路は次図のとおりであるが、大別すると次のとおりである。

- ・卸商から大手特定需要家（自己の火薬庫を有する石炭、金属鉱山及び石灰石業者とダム、トンネル等の工事を責任施工する大型土木事業者等、1度に大量に購入する需要家）への販売を行っているもの。
- ・卸商から火薬商を経由して需要家（自己の火薬庫を有しない中小需要家）への販売を行っているもの。）

(流通経路)



(注) 上段：契約経路、下段：物流経路

ウ) 火薬庫類の計上区分

① 大規模工事－1 工事の火薬使用量が、20t以上の工事

- ・ 2 級火薬庫（火薬庫・火工品庫）、取扱所、火工所の損料を計上する。

② 小規模工事－1 工事の火薬使用量が、20 t 未満の工事

- ・ 取扱所及び火工所を 1 日最大使用量により損料を計上する。

イ. 1 工事の火薬使用量が 100 t 以上となる工事、ダム工事等において、この積算によることが不相当と判断される場合は別途積算する。

ロ. 大規模、小規模工事の区分は特別な場合を除き 1 工事の発注規模で行うものとし、設計変更で火薬量に増減が生じた場合でも原則として区分変更はしない。

エ) 火薬品類の単価

火薬・火工品（電気雷管等）の単価設定等は次のとおりとする。

（超大口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 20 t 以上となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 2 級火薬庫（火薬庫・火工品庫）、取扱所、火工所の営繕損料を営繕費で計上する。

なお、1 工事の火薬使用量が 20 t 未満となる工事の場合で、火薬庫、火工品庫を計上する。（現場に設置できる）場合も同じ扱いとする。

（大口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 5 t 以上～20 t 未満となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 取扱所及び火工所は 1 日の最大使用量により、営繕損料を営繕費で計上する。

なお、1 工事の火薬使用量が 20 t 以上となる工事の場合で、火薬庫、火工品庫を計上しない（現場に設置できない）場合も同じ扱いとする。

（中口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 1 t 以上～5 t 未満となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 取扱所及び火工所は 1 日の最大使用量により、営繕損料を営繕費で計上する。

（小口単価）

- ・ 1 工事の火薬使用量が 1 t 未満となる場合で、現地着単価を別に定める。
- ・ 取扱所及び火工所は 1 日の最大使用量により、営繕損料を営繕費で計上する。

(6) セメント（バラ）

「工事規模に着目した価格の採用」から、次のとおり行うものとする。

1 工事当たり使用量	1,000 t 以下の場合	[設定単価]
	1,000 t を超える場合	[特別調査]

「設定単価」は、「京都市土木積算システム設計単価」を指す。

なお、1 工事当たり使用量は、ロス率等を考慮した使用量とする。

採用に当たっては、監理検査課と十分協議すること。

4. 工期の算定

(1) 工期の算定については、4週8休（土日現場閉鎖）により算出するものとする。

(2) 土木工事の雨休率の決め方

$$\text{雨休率}(A) = A' - 1$$

$$A' = \frac{B}{B - (C + D + E + F + G - H - I - J + \alpha)} \quad (\text{小数1位止め、2位四捨五入})$$

$$= 1.763 \cdots = 1.8 \quad (\text{小数1位止め、2位四捨五入}) \quad (\alpha = 0 \text{ の場合})$$

A' = 雨休係数

B = 年間日数：365日

C = 土・日曜日の日数：365 / 7 × 2 = 104日

D = 祝祭日数：「国民の祝日に関する法律」に定められた日数（16日）

E = 降雨日数：過去5年間10mm / 日以上 の降雨日数の平均日数（46日）

なお、塗装及び舗装等の工種で上記により難しい場合は別途考慮できるものとする。

10mm / 日以上 の降雨日数（京都地方気象台調べ）

令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	平均日数
54	48	37	48	40	46

F = 猛暑日日数：過去5年間のうち8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた平均日数（7日）

G = 年末年始・夏季休暇の日数（9日）

H = 祝祭日、土曜日、日曜日、年末年始、夏季休暇、降雨日数と猛暑日日数が重複する日数（19日）

$$= (E + F) / B \times (C + D + G)$$

$$= (46 + 7) / 365 \times (104 + 16 + 9) = 19 \text{ 日}$$

I = 土曜日閉庁日と祝祭日が重複する日数（0日）

J = 土曜日・日曜日・祝祭日と年末年始・夏季休暇が重複する日数（5日）

α = 各地区における特殊条件（例：積雪、低温度等）（個別で設定する日数）

上記の式にある年末年始・夏季休暇とは以下とする。

年末年始：12 / 29 ~ 1 / 3（6日間）

夏期休暇：8 / 14 ~ 8 / 16（3日間）

(3) 短期間工事（非出水期工事や積雪時工事等）や地域特性により年間通しの雨休率により難しい場合は、別途期間設定を行い、雨休率を算定するものとする。

(4) 全体工期の算定

全体工期 = 純工期 + 準備後片付期間 + その他（地元調整や工事抑制期間等による工事不可能期間等）

純工期 = 基準工期 × (1 + A (雨休率))

(5) 準備・後片付期間については、工事規模による準備後片付期間の表1より算定したうえで、「工種区分による準備・後片付期間の設定表 表2」を最低期間とし、設定すること。

例) 直接工事費400百万円のトンネル工事の場合

・表1より、準備期間45日、後片付期間30日、計75日

・表2より、準備期間80日、後片付期間20日、計100日

最終設定は、「準備期間80日、後片付期間30日、計110日」

・記載のない工種区分についても、工事規模や地域の状況等に応じて適切に設定するものとする。

工事規模による準備後片付期間は次表を標準とする。

【表 1】

直接工事費 (百万円)	準備後片付期間（標準）		
	総 日 数	準 備 日 数	後 片 付 日 数
30以下	45	25	20
～100〃	50	30	20
～300〃	65	35	30
～500〃	75	45	30
500超	85	50	35

工種区分による準備・後片付期間は次表を基準とする。

【表 2】

工種区分	準備期間	工種区分	準備期間
河川工事	40日	共同溝等工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	トンネル工事	80日
海岸工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
道路改良工事	40日	道路維持工事※1	50日
鋼橋架設工事	90日	河川維持工事※1	30日
P C 橋工事	70日	電線共同溝工事	90日
橋梁保全工事	60日	ダム工事※2	90日
舗装工事（新設）	50日	その他	30日
舗装工事（修繕）	60日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

<後片付け期間>

工種区分に大きな差が見受けられないことから20日を最低日数とする。

注) 上表の準備後片付期間は、設計変更及び協議期間等を考慮した標準的な工事の場合の期間を定めたものである。
よって、現場条件・使用する主要材料の納入期間等の諸条件によっては別途考慮できるものとする。

(6) 工期を設定する際には、現場条件及び地元状況を考慮し設定すること。

5. 設計変更における材料、労務単価等の取扱いについて

設計変更が伴った場合の材料、労務単価等の取扱いについては、別に定めのない限り原則としてこの取扱いによる。

(1) 一般的な取扱い

1) 新単価（材料労務単価、機械損料・賃料）は次に該当する場合に適用できるものとする。

イ) 新工種

設計変更に伴い元設計書に対応する工種等（レベル2）がないため種別（レベル3）又は細別（レベル4）を新規に追加する場合である。

ロ) 追加工事

工事区間内で工事目的物を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を追加する場合等で、諸般の事情からやむを得ず追加工事として処理される工事である。

2) 前項1)に該当しない現地の取合せ等の都合による数量増減の場合は旧単価とする。

(2) 新単価（材料労務単価、機械損料・賃料）の単価適用年月

1) 新単価は変更契約時点（事前に変更契約を行う場合）又は指示時点（事前に指示した場合）における積算単価とする。

2) 指示時点単価の採用にあたっては「打合簿」で処理するものとし、指示時点とは、監督職員が請負業者に書面で指示した時点とする。

(3) スライド適用工事

工事請負契約書第28条を適用された工事で設計変更を生じた場合の取扱いについては別の定めがある場合を除き原則として（1）に準ずるものとする。

(4) この取扱いにより難い場合は、監理検査課と協議すること。

6. 建設副産物の処分に係る費用の積算等について

建設副産物の処分（搬出）については、「工事設計図書作成マニュアル【特記仕様書編】」を参考として、処分条件等について請負者へ明示し、「京都市建設リサイクルガイドライン」を手引として、下記により積算するものとする。

なお、建設工事に伴って生じる建設副産物が、産業廃棄物である場合については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）（最終改正令和8年7月1日）、「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正令和7年3月27日）の適用を受けることとなる。

(1) 建設発生土（土砂等）

1) 工事現場内での処理

建設発生土は、現場内で利用することに努めることとし、必要な費用を計上すること。

この場合は、特記仕様書（個別工事編）に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

条件の変更により工事現場から搬出する場合は、「2) 他の工事現場への搬出」の扱いにより処理するものとする。

2) 他の工事現場への搬出

工事現場内で処理できない建設発生土は、原則として50kmの範囲内の他の建設現場へ搬出することとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。

この場合、特記仕様書（個別工事編）に受入場所を指定の上、条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

3) 土壌調査費の計上

「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という）の規定等により土壌調査が必要となる場合は、以下のとおり計上するものとする。ただし、受入地が自ら調査（条例規則の別表に規定する環境基準28項目の各調査と同等の内容のもの）を実施する場合で、以下のとおり計上するときに比べて明らかに安価である場合は、この限りではない。

ア 条例施行規則の別表に規定する環境基準28項目の各調査費用（溶出液作成料（前処理費）を含む）については、「京都市土木積算システム設計単価」に登録する土壌調査費（材料コード：Z301960010、単位：検体）の単価を管理費区分9（全ての間接費の対象としない）で共通仮設費における技術管理費に計上すること。

イ 試料採取及び試料持込に係る費用は、下表1～3のとおり計上すること。

なお、試料採取及び試料持込の歩掛については、直接工事費に計上すること。

【表－1 試料採取の歩掛】

1箇所当たり

名 称	規 格	単位	数量	備考
普通作業員		人	0.5	
諸雑費（率＋まるめ）	労務費の40%	式	1	

※「土壌調査に用いる試料の採取方法」に基づき 1試料は5箇所採取を基本とする。

【表－2 試料持込の歩掛】

1試料当たり

名 称	規 格	単位	数量	備考
試料持込		km	◆	機械経費及び労務費
諸雑費（率＋まるめ）	機械経費及び労務費の9.7%	式	1	

◆京都市役所を基地とし、現場ごとの距離を算出して小数点第1位まで入力すること。

<表－３ 「試料持込」>

標準の単価

名 称	規 格	単位	単価(円)	備考
試料持込	ライトバン1.5L 損料、運転手、ガソリンを含む	km	1,550	昼間施工

4) 受入地への搬出

工事現場から、50kmの範囲内に受け入れが可能な他の建設工事がない場合は、受入地へ搬出するものとし、必要な費用（運搬費等）を計上すること。

この場合、特記仕様書（個別工事編）に受入地を指定のうえ、条件を明記する。なお、受入地の指定は原則、京都市公共物GISに掲載している適用期間（注1）内の受入地から、受入地候補を抽出し（5社以上）、総価検討方式（注2）により適切に計上し、最も安価となる施設を受入地として指定する。

積算上の指定受入地へ搬出可能であれば、例え請負業者から別の受入地への搬出提案があっても、指定受入地へ搬出することとする。

積算上の指定受入地へ搬出できない場合は、積算上の2番目以降の受入地へ順次指定し、変更設計（増額）を行う。なお、請負業者から2番目以降の受入地とは別の受入地（注3）への搬出提案があれば、適正な受入地であることを確認のうえ、提案受入地へ搬出することとし、処分に係る費用が設計金額を下回る場合のみ設計変更（減額）を行う。

（注1） 単価使用年月と施設情報の適用期間が合致すること

（注2） 総価検討方式：工事現場からの運搬費、受入価格（見積価格）、土壤調査費（試料採取及び試料持込にかかる費用を含む）の合計金額を比較する検討方法

（注3） 別の受入地とは、京都市公共物GISに掲載している適用期間（注1）内の他の受入地、又は盛土規制法許可及びストックヤード運営事業者登録制度に登録されている施設のことをいう。

建設発生土は、廃棄物に該当しないため廃棄物処理法の適用は受けないが、建設発生土と廃棄物とが分離できない状態で存在する場合には、その全体が廃棄物として判断される場合があるので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

※ 京都市公共物GISに掲載している適用期間（注1）内の受入地：京都市土木積算システム設計単価第5編に掲載している施設と同様

建設発生土の利用及び処分フロー

①【発生抑制】

建設発生土の発生量は、工事の計画や設計に大きく影響されるため、建設発生土の発生量を抑制するには、発生する土砂の性質を勘案しつつ、可能な限り切土と盛土のバランスが図られるよう計画し、設計することを基本とする。

なお、建設発生土が大量に発生する河川改修やトンネル工事等については、計画や設計の段階において、建設発生土の搬出先をあらかじめ検討するものとする。

建設発生土が発生する工事

②【現場内利用】

現場内で利用可能か

可能

現場内で利用

利用用途に応じて
土質改良する

現場内で利用できない

③【工事間流用】

コブリス・プラス^(※1)に登録・検索
(200m³以上の搬出土量工事は登録必須)

リサイクル原則化ルール^(※1)の適用

※1 利用方法等については、「建設発生土工事間流用の手引き（京都市建設副産物対策協議会、平成22年4月）」を参照のこと。

現場から50km以内に建設発生土を利用する他現場があるか^(※2)

※2 発生土の土質と利用側の要求土質が一致することが必要

ある

利用する時期が一致する京都市発注工事があるか

ある

京都市発注機関による工事現場への工事間流用

ない

ない

利用する時期が一致する他機関発注工事があるか

ある

府、市町村、国等による工事現場への工事間流用

工事間流用できない

④【指定利用等】

運搬費と受入価格のトータルコスト（注1）を比較検討の結果、最も安い受入地（公共物GISに掲載している受入地（注2））を積算上指定する（指定地処分）

発注後

積算上の指定受入地へ搬出可能か

可能

積算上の指定受入地へ搬出

不可^(注3)

請負業者から搬出提案なし

積算上の2番目以降の受入地へ順次指定し搬入（設計変更）

請負業者から別の受入地（注4）への搬出提案がある

適正な受入地であることを確認のうえ、提案受入地へ搬出^(注4)

（注1）運搬費及び処分費（土壌調査が必要な場合はこれに掛かる経費を含む）の合計額

（注2）京都市が指定する建設発生土受入施設※（京都市公共物GISに掲載）

※ 京都市が指定する建設発生土受入施設とは、以下の①及び②を満たす施設である。

- ① 盛土規制法許可等施設
 - ・盛土規制法の許可施設又は届出施設
 - ・災害の発生のおそれがないと認められるものとして政令で定める工事の施設
- ② 「ストックヤード運営事業者登録制度」に登録の施設

（注3）土質性状の違いにより指定受入施設の受入条件を満たさない場合や搬出時期において指定受入施設の都合で受入れ出来ない場合

（注4）他の「京都市建設発生土受入施設」又は「①及び②の施設」また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

※3 原則、フローに従い指定利用等を実施するものとするが、これにより難い時は、関係法令や条例等の条件を満たしている施設を十分に確認したうえで搬出すること。

(2) A s 塊及びC o 塊

1) 工事現場内での処理

C o 塊については、「舗装再生便覧（令和6年度年版）」等により、使用目的（場所）に適合するように小割等を行うなど自ら利用に努めること。

A s 塊についても自ら利用に努めること。

これらの場合、特記仕様書（個別工事編）に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

2) 他の工事現場への搬出

他の工事現場での利用は、原則、同一の請負業者が自ら利用として流用する場合に限る。

他現場での使用は、工事請負業者自らが使用目的（場所）の品質・規格に適合する有価物となるよう処理した場合を除き、個別指定制度や廃棄物処理法の手続きを要するので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

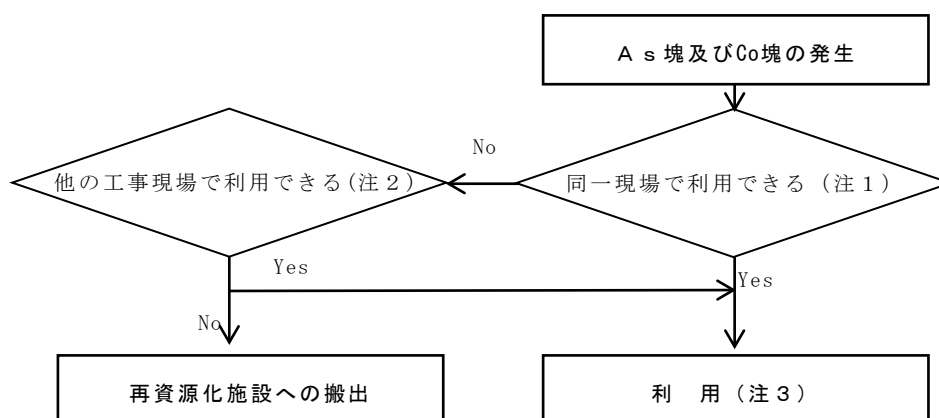
3) 再資源化施設への搬出

A s 塊及びC o 塊を処分する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。

A s 塊及びC o 塊を工事現場から再資源化施設へ搬出する場合、当初設計においては、処分費及び運搬費の合計額が最も小さくなる再資源化施設を選択し、当該施設への搬出に係る処分費及び運搬費を計上するものとし、特記仕様書（個別工事編）に運搬距離等を明記するものとする。

また、夜間施工の工事における取壊し殻等の処分について、事前に仮置場が確保できる場合は夜間受入れ処分地への運搬費との経済比較により決定するものとするが、現場条件等の把握が不十分な場合は、特記仕様書（個別工事編）に条件明示を行い設計変更で対応する。

（A s 塊及びC o 塊の利用及び処分フロー）



（注1） 同一現場内であっても、長期間（出水期をはさむ等）の仮置きが必要となる場合や、仮置き場所の確保が困難な場合等、現場条件を考慮のうえ利用の適否を判断する。

（注2） 他の工事現場で利用できる場合とは、請負業者が同一の場合で自ら利用として流用できる場合であって、請負業者が別々の場合は原則流用できない。

（注3） 処理後の状態が有価物であるかどうか不明確な場合は、環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

(3) 建設発生木材

1) 工事現場内での処理

建設発生木材が発生する現場においては、チップ化するなど自ら利用に努めること。

この場合、特記仕様書（個別工事編）に条件を明記することとし、指定条件の変更が生じた場合は、設計変更を行うものとする。

2) 他の工事現場への搬出

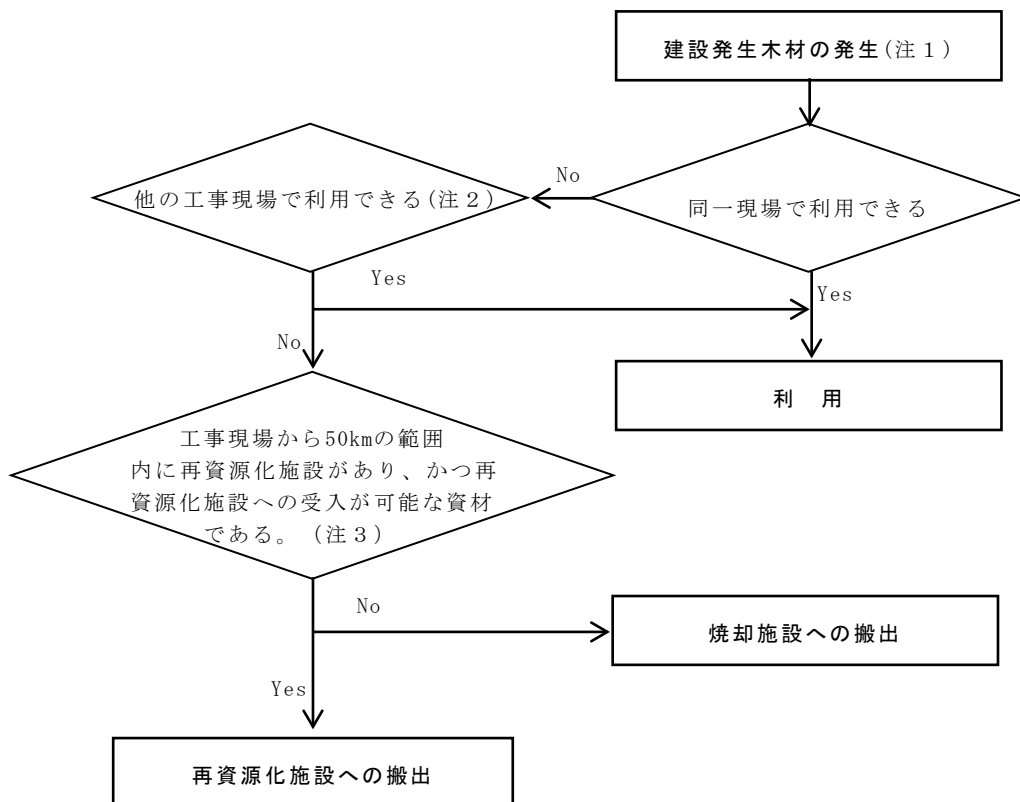
他現場での使用は、工事請負業者自らが使用目的（場所）に適合する有価物となるよう処理（チップ化等）した場合を除き、廃棄物指導課の手続きを要するので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

3) 再資源化施設等への搬出

建設発生木材を処分する場合は、原則としてチップ化等を行う再資源化施設へ搬出するものとし、やむを得ない場合に限り、焼却等の減溶化施設へ搬出する。

建設発生木材を工事現場から再資源化施設等へ搬出する場合、当初設計においては、処分費及び運搬費の合計額が最も小さくなる再資源化施設等を選択し、当該施設への搬出に係る処分費及び運搬費を計上するものとし、特記仕様書（個別工事編）に運搬距離等を明記するものとする。

（建設発生木材の利用及び処分フロー）



(注1) 建設発生木材とは、建設工事に伴い発生する木くず等であり、工作物の新築に伴って発生する伐根材、伐採材も含まれるものとする。ただし、取得補償を行った立木の幹部分については、原則として現場発生品として取り扱う。なお、立木の取得補償を行った樹木について、育成場所の条件で用材としての集材、搬出が困難な場合及び発生品保管場所の確保が困難な場合、枝葉、根部分に準じるものとする。

(注2) 建設発生木材を他の工事現場へ流用する場合には、発生する工事箇所において有価物となるような処理（チップ化等）を行い、搬出するものとする。なお、発生する工事箇所以外でしか有価物となるような処理ができない場合は、環境政策局廃棄物指導課に廃棄物処理法上の取扱いについて確認すること。

(注3) 再資源化施設への搬出に当たっては、以下の諸条件に留意し、運搬費及び受入価格を考慮したうえ、最も安価となる施設を選定する。

① 季節的な需要関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れられない場合

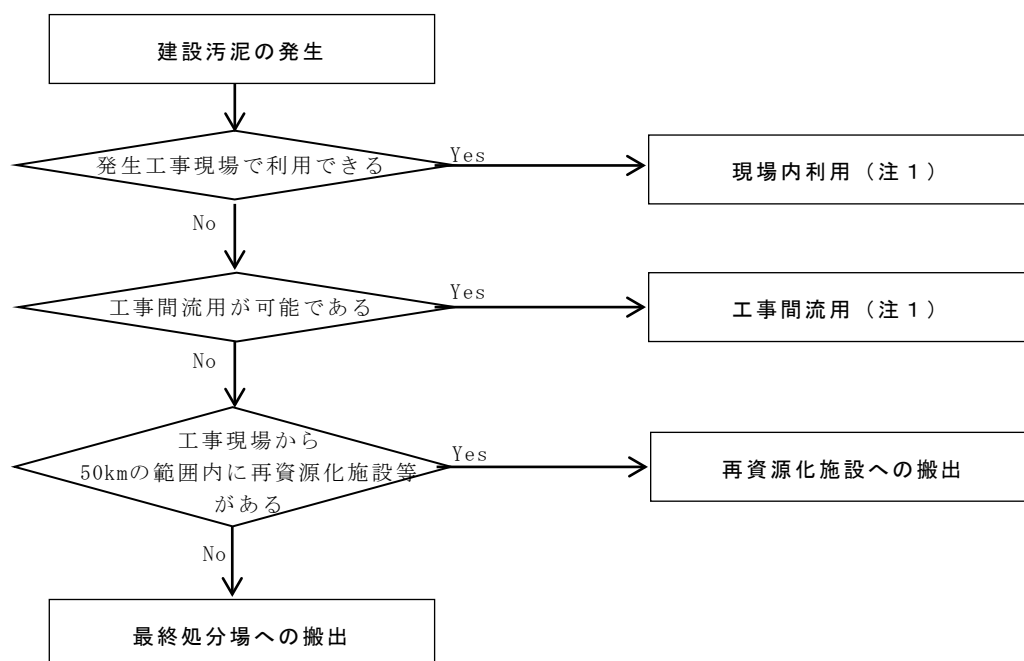
② 受入を剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、建設発生木材を受け入れない場合

③ 特定の者との固定的な取引に特化しており、その他の者の建設発生木材を受け入れない場合

(4) 建設汚泥

建設汚泥は、建設発生土等と同様に利用及び処分の方法を検討し、必要な費用を計上すること。

(建設汚泥の利用及び処分フロー)



(注1) 建設汚泥の再生利用に当たっては、「建設汚泥再生利用の手引き」(平成23年10月 京都市建設副産物対策協議会)を参考にすること。

なお、建設汚泥は廃棄物に該当する場合があることから、その取扱いには十分に注意し、事前に環境政策局廃棄物指導課に確認すること。

(5) 一般廃棄物に該当する刈草及び剪定枝

一般廃棄物に該当する刈草及び剪定枝を処分する場合は、原則として再資源化施設へ搬出するものとする。

維持管理作業に伴う刈草及び剪定枝(一般廃棄物)を工事現場から再資源化施設へ搬出する場合、当初設計においては、処分費及び運搬費の合計額が最も小さくなる再資源化施設を選択し、当該施設への搬出に係る処分費及び運搬費を計上するものとし、特記仕様書(個別工事編)に運搬距離等を明記するものとする。

一般廃棄物に該当する刈草及び剪定枝が発生する現場においては、工事請負業者自らが使用目的(場所)に適合する有価物となるよう処理した場合、工事現場内又は他工事現場に廃棄物指導課の手続きを要するので、必要に応じて事前に環境政策局廃棄物指導課と協議すること。

(6) その他の建設廃棄物

その他の建設廃棄物の処分は、廃棄物処理許可施設を指定処分地として特記仕様書(個別工事編)に明記することとし、処分費等は実態に応じて別途考慮するものとする。

(7) 「処分費等」に係る共通仮設費等は、「土木工事標準積算基準書 第I編第2章②の3現場管理費(6)「処分費等」の取扱い」に従うものとする。